

〔本義〕テシニアニヤシハ「學證」ナリ(テノ部二)

〔釋解〕裁判所ニ於テ陳述シタル證據ニシテ眞實ニ反シタルモノチイフ

〔參照〕民事告白ノ虛偽ハ(訴)二一四以下、刑事ノ訴ハ(治)四四八以下、贖金ハ(刑)一三二以下、四七五ノ一一項、國璽、銀行手形ノ贋造ハ(刑)一三九以下、公ケノ書付、商賣上ノ書付、銀行ノ書付ノ贋造ハ(刑)一四五以下、私成書類ノ贋造ハ(刑)一五〇以下、通行手形、道路手形、證憑ノ贋造ハ(刑)一五三以下、度量ノ贋造ハ(刑)四二三、四二四、虛偽學證ハ(治)三三〇、四四五、四四六、(刑)三六一、

六

Filiation.

子縁

フィリアシオン

〔本義〕羅句ノ「フィリッス」ヨリ出ツ「フィリッス」ハ「子息」ナリ
〔釋解〕子ト親トノ關係チイフ
〔參照〕(民)三一ニ以下、

フィルトトリ

掏摸

七

Filouterie.

〔本義〕「フィル」ト「テ」トイッ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「フィル」ト「ハ」ヨリ出ツ「フィル」ハ「巧捷」ヲ以テ盜ム者ノ意「フィル」ト「ハ」巧捷ヲ以テ盜ムコノ意
〔釋解〕小盜ヲ總ヘイフナリ〇リトレ機敏ヲ以テ盜ムコナリ

〔參照〕(刑)四〇一、

フエン

八

Fin.

エフノ部

目的

〔本義〕羅何ノ「ライチム」ヨリ出ツ「ライチム」ハ「極リ」又「終リ」ノ義
 今「フエン」ハ「人ノ行爲ノ終極」又「目的」ノ意ニ用ユ
 〔釋解〕人ノ遂ケント欲スル所ノ眼目ヲイフ○リトレ「フエ
 ン」ハ訴訟法ノ語ニシテ訴訟人ヨリ裁判所ニ申立タル
 「ドマンド」(請願)「プレタンシオン」(口實)「ニクセプシオン」
 (例外ナリ)ニノ部三一ノ種類ヲ總ヘイフ

フエン、シウイル

Fins civiles.

民事訴訟

〔本義〕「シウイル」ハ「民事」ノ義
 〔釋解〕刑事訴訟中先ツ民事裁判所ニテ審判スヘキ事件
 ナ共所轄ノ民事裁判所ニ於テ審判セシムル爲メ之ヲ

「フエン、シウイル」ニ送付スルヲテ願フヲ得○リトレ「フエン、シ
 ウイル」ハ刑事ノ語ニシテ私訴人ヨリ金錢ニ係ル裁判申
 渡ノミヲ要スル請求ヲイフ
 フエン、ド、ノン、ルスウオアル
 Fin de non-recevoir.
 不受理ノ申立
 〔本義〕「ド」ハ「ナリ」ノン」ハ「不」ナリ「ルスウオアル」ハ「受取ル」ノ
 義
 〔釋解〕訴訟ノ本案ヲ吟味セシメサル目的ニテ爲ス所ノ
 「ニクセプシオン」ヲイフ○リトレ「フエン、ド、ノン、ルスウオ
 ル」ハ請求ノ本案外ニ他ノ理由有ルカ又ハ本案ノ因由
 正シカラサルカヲ以テ訴訟人ノ願ヒハ受理スヘキモ
 ノニ非ストシテ共訴訟ノ受理ヲ拒ムヲイフ○ダロ

ズ「フエン、ド、ノン、ルスウアル」ハ請求又ハ訴訟ノミナラス
訴訟ノ基本タル權利ヲモ取消ス爲メニ用ユル方法ニ
シテ原告ヲシテ要求ノ訟ヲ出サシメカル方法ナイツ
無能力、已決事件、利外人、交換、時効等ヲ中立ルモノ是レ
ナリ

〔参照〕不受理申立ハ(訴)八三ノ三項、一六八ヨリ一七〇マ
テ、四五四、(商)四三五以下、(治)五三九、四〇八、

フラグラン、デリ

現行犯罪

〔本義〕「フラグラン」ハ羅句ノ「フラグランズ」ヨリ出ツ「ラ
グランズ」ハ「フラグラレ」レリ出ツ「ラグラレ」ハ「燃ユル」
「フラグランズ」ハ「燃テアル」ノ義「デリ」ハ犯罪ナリ(デノ部

Flagrant delit.

二二三

〔釋解〕現ニ行ヒ又ハ現ニ行ヒ了ハル罪ナイツ

〔参照〕(治)四一、

フォル、アンセル

癡狀拍賣

10 Folle-enchère.

〔本義〕「フォル」ハ「痴愚」ノ義「アンセル」ハ「拍賣」ナリ(ニノ部一
五)「フォル、アンセル」ハ「買主ノ附直甚ク高ク且規則ニ循ハ
サル拍賣ノ意ナリ

〔釋解〕「アンセル」ガ「カシオン」(競賣ナリアノ部三四)ノ條件ヲ行
ハス愚ナル買入ヲ爲シタル競買人排方ヲ爲ス能ハサル
ヲ以テ再ヒ行フ所ノ賣却ナリ其愚ナル買入ヲ爲シタ
ル人ハ初メノ價ト再度糶買ノ價トノ差違ヲ其身ニ引

ニフノ部

キ受クヘシ○ポアトル不動産拿住ハ既ニ其不動産ヲ
 競買シ終リタル時ハ拿住ノ事全ク完了シタルモノ、
 如シ然レ若シ競買人「カイエ、デ、シアルジョ」仕様帳ナリセノ
 部三ニ記スル條件ヲ履行セサルヲ(例ヘハ約定ノ期限
 ニ價ヲ拂ハサルヲ)アレハ拿住ノ目的即チ價ノ配分ハ
 遂ケサルナリ此場合ニ在リテ書入ノ權ヲ有スル債主
 ナシテ其價ヲ拂ハサル競買人ニ對シテ其初メ負債主
 ニ對シテ行ヒタル法式ニ依リテ再ヒ不動産拿住ヲ始
 メシム可キカ若シ斯クスルハ最初ノ拿住ノ法式ト
 其爲メニ耗盡シタル費用ハ竟ニ無益ノモノト爲サ、
 ルヲ得ス故ニ債主ノ爲メニ其權利ヲ行フニ至ラシム
 ルニ速ニシテ且ツ效アル可キ方法ヲ設ケ競買人ノ惡

意又ハ無資力ノ爲メニ遅延ノ患ナカラシム可シ此競
 買人ハ愚カニ履行シ能ハサル約束ヲ爲セシモノナレ
 ハ其不動産ハ簡略ノ手續ヲ經テ「フォル、アンセル」アルノ
 故ヲ以テ再ヒ賣却ニ付ス可シ
 [参照]不動産賣却ハ(訴)七三三以下、拿住ハ(訴)六二四、年金
 ハ(訴)六五二、

フォン

基礎

[本義]羅甸ノ「フォンヂッス」ヨリ出ツ「フォンヂッス」ハ希臘ノ「フォン
 ダクニス」ヨリ出ツ「フォンダクニス」ハ「器ノ底」ナリ「フォンヂッス」ハ
 「基本」又「土地」ナリ
 [釋解]物ノ下タニ爲リ又ハ基トナルヘキ部分ナイヒ又

總ヘテ事物ノ基チイフ又時トシテハ土地ノ上面ニ對シタル共地下チ「フォン」又ハ「トレ、フォン」トイフ ○「バシッレ」法律ノ語ニテハ爭訟ノ目的チイフ

Fond d'un procès.

フォン、ド、アン、プロセ
訴訟ノ基礎

〔本義〕「ド、ハ」ノナリ「アン」ハ冠詞「プロセ」ハ爭訟ナリ(セノ部五八)(口音)「ド、アン」ハ「ダン」

〔釋解〕法式及ヒ他ノ事件ヨリ生スル被告者ノ證ヲ辨シ盡シタル後チ始メテ遂クル所ノ原告者ノ訴訟ノ目的チイフ

La forme emporte le fond.

ラ、フォルム、アンポルト、ル、フォン
法式ハ事實ニ勝ツ

Fonds.

資産

フォン

〔本義〕「ラ」ハ冠詞「フォルム」ハ「法式」ナリ「アンポルト」ハ「其上ニ爲ル」ノ意「ル」ハ冠詞ナリ
〔釋解〕「シ」ノボ子事實アリト雖ヒ法式ニ欠ルモノハ之ヲ採ラサルノ意假令ヒ如何ホド理由アル訴訟ニテモ被告ヨリ法式ヲ用非サル「ラ」チ申立テ原告ノ願ヲ打チ敗ル「ラ」チ得ルチイフナリ

〔本義〕「フォン」ハ上ニ同シ原語ノ語尾ニ「エス」チ加フルハ古來ノ慣習ナリ

〔釋解〕動産不動産及ヒ金錢等財産ノ總テノ種類チイフ ○「バシッレ」土地家屋及ヒ「ピアン、フォン」(下ニ見ユ)ト名付ル

ニフノ部

モノ、如キ其ノ不動産ヲ「フォン」トイフ又動産質ノ價アルモノ、義ニ用ユ金庫コ「フォン」ヲ有ストイフガ如キ是レナリ○セソボ子「フォン」ハ各種ノ不動産ヲイヒ又特別ニ築造ヲ施サ、ル所ノ土地ヲモイフアリ又金銭ヲ指シテモイフアリ

Fonds de commerce.

フォン、ド、コメルス
商業ノ資本

Fonds social.

フォンソシアル
會社ノ資本

〔本義〕「ド」ハ「ソ」ナリ「コメルス」ハ「商賣」ナリ「ソシアル」ハ「會社」ノ義

〔釋解〕商賣又ハ會社中ニ資本トシテ差入ル、所ノ物件

ノ集合ヲ總ヘイフ即チ何程ノ高ノ「フォン」トイフガコトキ是ナリ○「バシ」^ソ「フォン、ド、コメルス」トハ商館ノ商品共營業ニ必要ナルモノ及ヒ商館ノ得意前キ又ク領スル所ノ場所ノ貸貸ヲ指テイフ「フォン、ド、コメルス」ハ不動産トシテ之ヲ賣リ而シテ共賣却ハ明記シテ賣主ニ存シ置シモノ、外買主ニ賣主ノ商標ヲ用非賣主ノ相續人ナリト自ラ稱スルノ權ヲ與ヘルモノナリ「フォン、ソシアル」ハ商業會社工業會社ノ各社員ノ共共同營業ノ爲メ持寄タルモノ、總高チイフ又金銭其他動産質ノ價アルモノ又積荷証券ヲ作ルノ權等ノ如キ無形ノ權利ヲモ「フォン、ソシアル」トス

Fonds de terre.

フォン、ド、テル

土地

ビアン、フォン

土地

Bien-fonds.

〔本義〕「ド」「ハン」ナリ「テル」ハ「地」ナリ「ビアン」ハ「財産」ナリ

〔釋解〕此二語ハ皆汎ク不動産ヲ指シタイプ

ウアント、ア、フォン、ベルジウ

Vente à fonds perdu.

資本ノ賣却

〔本義〕「ウアント」ハ「賣却」ナリ（ウエノ部五）「ア」ハ「コ」ナリ「ベルジウ」ハ

「失ヒタル」ノ義

〔釋解〕終身年金ニテ資本ヲ賣却スルコトナリ〇リトレ「フォ

ン、ベルジウ」ハ年金ヲ受取ルコトヲ約シテ讓渡シタル元金

ナリ此年金ハ元金ヲ渡シタルモノ、死去スルニ依テ

テ

消滅ス

〔參照〕（民）五一八、

1111 Fongible.

反治 匄立 反墊 啞
得代 乃

〔本義〕羅甸ノ「フォンジ」ヨリ出ツ「フォンジ」ハ「何々ノ役目ヲ爲シ」又「何々ノ使用ニ充テル」ノ義

〔釋解〕使用ニ由テ耗消スヘキモノヲ總ヘイフ〇リトレ此語ハ「フレ」〔貸付ナリベノ部五〇〕及ヒ「ユシフリッイ」〔收實

權ナリユノ部六〕ノ事ニ就キ凡ヘテ物件ノ個數ヲ以テ算ヘ尺度ヲ以テ算ヘ秤目或ハ榘目ヲ以テ算ヘ且ツ其使用ニ由テ耗消シ他ノ同質同價ノ物ヲ以テ之ニ代フルヲ得ヘキ物ニシテ使用ノ後必ス原品ニテ返還スヘ

ニフノ部

シシテ他ノ同質同價ノ物ヲ以テ代フルヲ得サル物ニ
對ノ用ユル語ナリ
〔參照〕(民)五八七、一二三八、一二九一、一五三二、一八七八、一
八九二、

フォレン

他所人

14 Forins.

〔本義〕羅甸ノ「フォラス」ヨリ出ツ「フォラス」ハ「外」ノ義
〔釋解〕數人契約シタル中へ其約定シタル場所外ヨリ來
リタル人チイフ○センボ子現ニ一時居ル所ノ邑ヨリ
他ノ邑ニ住居チ有スル人チ「フォレン」トイフ又別段ニ現
ニ商賣スル場所ニ住セサル商人チモイフ
マルシアン、フォレン
Marchands forins.

15

Force majeure.

他所ノ商人

〔本義〕「マルシアン」ハ「商人」ナリ
〔釋解〕總テ他所ヨリ來リタル義務者ニ付テハ「シジ、アレ
ー」(拿住ナリニス)ノ部ニハ急速ニ實行スルヲ得○リト
レ諸方ノ町村ノ市場ニ到リ商賣チナス商人ナリ
〔參照〕他所ノ義務者ハ(訴)八二二、
福見司 末柔兒 弗繆 啐
福見司 フォルミウー
末柔兒 マゴッセル
弗繆 フォウミウー
啐 ファウ
〔本義〕「フォルス」ハ羅甸ノ「フォルサス」ヨリ出ツ「フォルサス」ハ「強
キ」ノ義「フォルス」ハ「力」ナリ「マシッル」ハ「最大」ノ義
〔釋解〕抵抗スヘカテサル事情チイフ○センボ子人ノ抗
拒スヘカテサル力チイフ此力ハ控訴ノ期限、訴訟消滅

匡抗力

エフノ部

ノ期限、時効ノ期限ヲ停止スルモノナリ

〔参照〕民一一四八、一三〇二、

福兒フォルクリユ 克虜順ジヤン 復掄フコン 噴フオン

漫期失權

一六 Forfeiture.

〔本義〕「フォルクロルト」イフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「フォルクロルト」ハ佛ノ古語ノ「フォルスト」ト現今ノ語ノ「クロルト」ト合成セシモノコテ「フォルス」ハ「外」ノ義「クロルト」ハ「閉ル」ノ義「フォルクロルト」ハ「外ニ置キテ内ニ入レサル」ノ意

〔釋解〕定期間ニ執行スヘキ權利ノ滅失スルヲ「タイフ」○「バシ」レ定期間ニ權利ヲ行ハサルヲ以テ其權利ヲ失フヲ又別段ニ法律上ノ期限内ニ證書ヲ差出サ、ル債主ノ其權ヲ失フヲ「サイフ」

フォルクロ

漫期失權者

Forfeits.

〔本義〕「フォルシリジオン」ニ逢タル人ナリ

〔釋解〕「オールド」(命令ナリオノ部一)ヲ立ル爲メ定メタル出席スヘキ日限ニ後レタル權利者「タイフ」
〔参照〕(訴)六六〇、六六一、

福兒フォルフェ 廢噎フェエ

請負

末兒マール 攝亞シヤ 福兒フォル 廢噎フェエ 彌亞ミヤ 廢噎フェエ

請負

Marché à forfait.

〔本義〕「フォルフェ」ハ「フォル」ト「フェ」ト合成セシモノニテ「フォル」ハ「強ク」ノ義ニテ今俗ニ「急度」トイフカコトキ意ナリ「フェ」ハ「爲

エフノ部

一七 Forfait.

スノ義「フォル、フェ」ハ即チ「約束」ヲ爲シテ身ニ引キ受ルノ意
「マルセ」ハ羅甸ノ「メルクス」ヨリ出ツ「メルクス」ハ「商品」ナ
リ今「マルセ」ハ定リタル場所ニテ取引スル賣買「チイフ
「ア」ハ「コ」ナリ

〔釋解〕「マルセ、ア、フォルフェ」ハ物品或ハ勞力ノ價ヲ定メ其定
價外ノ損失ハ皆「締結者」中ノ一人ニテ引受ケ物品ヲ供
シ或ハ勞力ヲ爲ス約定「チイフ」若シ此約定ナキトキハ
締結者雙方ニテ之ヲ引受ヘシ總テ未必ノ條件ニ關ス
ル權利ハ此「フォルフェ」ニテ約束スルヲ得○「バシッレ」マルセ、
ア、フォルフェ」ハ前以テ一纏メニシテ價ヲ定メ執行ノ前後
ニ如何ナル損得アルモ之ヲ引受ケ供給又ハ勞力ヲ爲
ス約束ナリ又婚姻ニ付テノ約束コシテ夫婦ノ一人又

Forfeit.

ハ其相續人夫婦共有ノ總テノ權利ノ代リニ或ル金高
ノミヲ望ムヲ得テ他ノ匹偶者及ヒ相續人ハ其共有ノ
如何ニ關セス其金高ヲ拂ハサルヲ得サルモノ「チイフ」
○「リトレ」フォルフェ」ハ豫定ノ價額ヲ以テ其利ト其損トヲ
引キ請ケ事ヲ爲シ或ハ物品ヲ供スルノ約定「チイフ」
〔參照〕夫婦財產共有ハ(民)一五二一以下、分散ハ(商)五七〇、

福兒廢墮

癢

大罪

〔本義〕羅甸ノ「フォルフェ」ヨリ出ツ「フォルフェ」ハ「フォ
リス」ト「ファセレ」ト合成シシモノニテ「フォルフェ」ハ「外」ノ義「ファ
セレ」ハ「爲ス」ノ義「フォルフェ」ハ即チ「外」ニ爲スノ意ニシテ「許
シタル事」ヨリ外ノ事ヲ爲ス又「害スル」又「苦シメル」ヲ

イフ

〔釋解〕重罪ナリ但シ其最モ悪ムヘキ重罪チイフトモ用
ユル語ナリ○リトレ大膽チ以テ犯シタル大罪チイフ
「シリム」(重罪ナリセノ部一〇〇)ハ唯廣シ罪ノ大ナルモ
ノチ總ヘイフ語ナリ「フォルフェル」ハ一ノ大罪チ指シテイフ
トモ用ユルモノニシテ今高位高官ノ人ノ犯シタル「シ
リム」チ指ストキニ慣用スル語ナリ

フォルフェル

Forfeiture.

冒職

〔本義〕「フォルフェル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ本義
「フォルフェル」ニ同シ

〔釋解〕公ノ官吏其職務上ニ於テ犯シタル重罪チ總ヘイ

〔參照〕(刑)一二一以下、一六六以下、一八三、

フォル

確固

ス、ボルテ、フォル、プール、アン、チエル
Se porter fort pour un tiers.
確保他執行

〔本義〕「フォル」ハ「強ク」ノ義今「儘カク」ノ意ニ用ユニス「ハ」己レノ
義「ボルテ」ハ「負フ」ノ義「プール」ハ「爲メ」ノ義「アン」ハ冠詞
「チエル」ハ「外人」ナリ(テノ部七)

〔釋解〕「ス、ボルテ、フォル、プール、アン、チエルト」ハ他人ノ爲メ
ニ契約シ其他人チシテ義務チ執行セシムヘシト保證
スルトナリ○リトレ「ス、ボルテ、プール、ケルカン」ハ他人

Fort.

ノ承諾ヲ保證シ自ラ擔保人トナルコトナリ(ケルカン)ハ
或ル人ナリ)

〔參照〕(民)一一二〇、

フォルクツイ

111

Fortuit.

不慮ヲ

〔本義〕羅旬ノ「フォルクツイ」ヨリ出ツ「フォルクツイ」ハ「フォ
ルス」ヨリ出ツ「フォルス」ハ「運命」ナリ

〔釋解〕不意ニ來ル事ナリ不慮ノ事ナリ契約ニ特別ノ明
文アルニ非レハ何人ト雖ヒ「カ、フォルクツイ」(不意ノ場合ニ
ノ部一一)ニ付テハ義務ヲ負ハス

フォルクツイ、ド、メル

111

Fortune de mer.

海上變災

〔本義〕「フォルクツイ」ハ「天命」ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ「メル」ハ「海」ナリ
〔釋解〕海上ニ於テノ抗拒スヘカラサル力ノ形狀ナイフ
○リトレ「フォルクツイ、ド、メル」ハ航海ノ語ニシテ破船、難風、
海賊等ノ如キ航海者ノ意外ニ生シタル事ナイフ
〔參照〕(商)三五〇、

フリーエル

111

Fourrière.

拿住畜欄

〔本義〕佛ノ古語ノ「フール」ヨリ出ツ「フール」ハ秣草ナリ
〔釋解〕輕罪又ハ違弊罪ニ就テ拿住シタル損耗スヘキ物
品ノ「シクストル」(寄托ナリ、ニスノ部九)ナイフ○リトレ
償金又ハ罰金ヲ拂フ迄拿住シタル馬或ハ馬車等ヲ置
ク場所ナイフ○バシツレ田野ニ損害ヲ爲シタルニ因リ

ニフノ部

拿住シタル畜類又ハ市街ニ放棄シタル畜類ヲ其持主ノ費用ニテ引來リ及ヒ養ヒ置ク預リ所ナリ
〔參照〕刑事訴訟入費表三九、四〇、

二四

Frais.

費用
フレ

〔本義〕羅馬中世ノ「フレドム」ヨリ出ツ「フレドム」ハ「本ト世ノ平和ヲ擾害シタル罪ニ擬テタル罰金」ナリ後チ「返還サレタル金銭」ノ意ニ用ユ今「入費」ノ「フ」チ「イフ」〔釋解〕「フレ」ハ總テ入費チ「イフ」然ル民事ニ於テハ多クハ「フレ」ノ字チ用非ズシテ「デパン」〔訴訟入費ナリデノ部二九〕ノ語チ用ユ〇「ハッシュレ」法律語ニテハ訴訟ニ由リテ生スル費用ナリ〇「センボチ」フレ「ハ」デパン「ト」同義ナリ然

ハ又別段ニ書付ノ費用及ヒ刑事ノ費用チ「イフ」アリ
〔參照〕無益入費ハ〔訴〕三一六、一〇三一、葬式入費ハ〔民〕二一〇一ノ二項、

二五

Franc et quitte.

フラン、エ、キト
無關係ヲ

〔本義〕アノ部六九「アポル」ノ處ニ見ユ
〔釋解〕同上
〔參照〕同上

二六

Fraude.

フロード
詭欺

〔本義〕羅甸ノ「フロードム」ヨリ出ツ「フロードム」ハ梵語ノ「ドリッ」ヨリ出ツ「ドリッ」ハ「殺ス」又「欺ク」ノ義

ニフノ部

〔釋解〕他人ニ對シ惡事ヲ爲スニ意アル種々ノ行ヒチイ
 フ○リトレ「フロロド」ハ惡心アル詐偽ノ所爲チイフ○
 バシツレ廣キ意味ニテハ陰密ノ詐欺又其目的ト方法ト
 ノ如何ヲ問ハズ惡心ニテ爲ス所行チイフ故ニ「フロロ
 ド」ハ言語行爲又ハ沈黙ノ中ニ行ハル、モノトス法律
 語ニテハ外人ヲ欺ク爲メニ契約ニ偽リノ形容ヲ付ケ
 法律ニ違反スル「チモイフナリ」
 〔參照〕(民)一一一六、一一一七、一一五〇、一一五一、一三〇四、
 一三五三、

フレ

貸船賃

船舶賃貸

Frif.

海運賃
 港稅

〔本義〕羅甸ノ「フレタ」ヨリ出ツ「フレタ」ハ「船ノ積荷」ナリ
 〔釋解〕船舶賃貸ノ價チイフ○リトレ「フレ」ハ商法ニ用
 テハ數義アルナリ第一、船ノ賃貸、第二、船ノ賃銀、第三、商
 品運送ノ賃、第四、積荷、第五、甲ノ場所ヨリ乙ノ場所ニ爲
 ス海上ノ運送、第六、外國船出港入港ノ稅(古時用ユル所)
 ナリ○「バシツレ」「フレ」及「ノリ」(エヌ)ノ部七ハ海船ノ賃貸商
 品ノ運搬及ヒ其賃貸運搬ノ價チイフ
 〔參照〕(商)二八六以下、請合ノ事ハ(商)三四七、乘組ハ(商)二五
 九、分散ハ(商)五七六、時効ハ(商)四三二、四三四、
 フリツイ

Frifis.

エフノ部

菓實

〔本義〕羅句ノ「フリックチャッス」ヨリ出ツ「フリックチャッス」ハ「フリッイ」ヨリ出ツ「フリッイ」ハ「物」ヨリ利益ヲ得ルノ義「フリックチャッス」ハ「果實」ナリ

〔釋解〕總テ物ヨリ生シタル實チイフ〇リトレ法律語ニテハ土地、元金、又ハ職業ヨリ生スル所ノ入額チイフ

フリッイ、ナチャッレル

Fruits naturels.

天然菓實

〔本義〕「ナチャッレル」ハ「天然」ノノ義

〔釋解〕リトレ牧草、樹木、又ハ畜類ノ新クニ蕃殖増加スルモノ、如キ天然ニ生スル入額チイフ

フリッイ、エンジッストリエル

Fruits industriels

工業菓實

〔本義〕「エンジッストリエル」ハ「工業」ノノ義

〔釋解〕リトレ麥(仕上ケタルモノ)又ハ葡萄酒等ノ如キ製造ヨリ生スル入額チイフ

フリッイ、シウイル

Fruits civils.

民法上菓實

〔本義〕「シウイル」ハ「民法」ノノ意

〔釋解〕家屋ノ貸賃、貸金ノ利息、年金、土地貸賃ノ價チイフ善意ナル占有者ハ占有シタル物ヨリ生シタル「フリッイ」チ己レノ所得トス

〔參照〕民五二〇、五四八、五四九、五八三、五八四、五八六、返還ハ(訴)一二九、分配ハ(訴)五二六、

Frustratoire.

フリュストラトアル
無益ヲ

〔本義〕羅句ノ「フリュストラリ」ヨリ出ツ「フリュストラリ」ハ「有ルヘシト思ヒシモノ無シ」又「來ルヘシト思ヒシモノ來ラズ」ノ意

〔釋解〕不用ニシテ且ツ目途ナキヲナイフ○リトレ事ノ無益ニ屬セシナイフ

フレ、フリュストラトアル

Frais frustratoire.

無益費用

〔本義〕「フレ」ハ「費用」ナリ〔本部二四〕

〔釋解〕必用ノ事ヲ爲スヘクシテ爲サ、ル者ニ給料トシテ與ヘタル費用ナイフ故ニ其費用ハ其事ニ預リタル

Futur.

フツナツル
未來ヲ

〔本義〕羅句ノ「フツナツリス」ヨリ出ツ「フツナツリス」ハ「フツイ」ノ分詞ニシテ「フツイ」ハ「有ル」ノ義「フツナツル」ハ「有ル可キ」ノ義今「未來」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕未來ノイヒナリ

シオーズ、フツナツル

Chose future.

未來物件

〔本義〕「シオーズ」ハ「物」ナリ〔セノ部二五〕

〔釋解〕「シオーズ、フツナツル」ハ約束ノ目的ト爲ステ得ヘシ○「按現

ニツノ部

ニ存在スルニ非サレ他日生ス可キ物件チイフ例へ
ハ某ノ田畝ヨリ生ズル來年ノ上リ高ノ如キ是レナリ
シウクセシオン、フウチウル

Succession future.

未來相續

〔本義〕「シウクセシオン」ハ「相續」ナリ（エヌノ部二五）

〔釋解〕「シウクセシオン、フウチウル」ハ「シキーズ、フウチウル」ノ例ニ非ス

○「按」某人死シテ現ニ開始シタル相續ニ非スシテ後日
其人死スレハ承繼ス可キ相續チイフ

Epoux futurs.

訂婚者

レ、フウチウル

Les futurs.

訂婚者

〔本義〕「エプー」ハ「匹偶者」ナリ（エノ部二二）「レ」ハ冠詞ナリ
〔釋解〕「エプー、フィチウル」ハ略シテ之チイヘハ「レ、フウチウル」ニシ
テ未タ婚姻ヲ結ハスト雖モ既ニ婚姻ヲ企テ將ニ結婚
セントスル男女チイフ
〔參照〕（民）一三八七以下、一〇八一、

ゼノ部

Gage.

ガジツ
質入

〔本義〕羅甸ノ「ウァジオム」ヨリ出ツ「ウツジオム」ニ箇ノ出處
 アリ其一チ「ウァジス」トイフ「ウァジス」ハ「保證人」ナリ蓋シ「ウ
 シオム」ノ「ウァ」ノ「ガ」ニ轉セシハ音義ニ於テ不倫ニ近シト
 雖モ現ニ日耳曼ニテモ「ウエ」ト「ゼ」ト相通シ用ユル例アリ
 又佛國ノ「ゲ」又「ハ」羅甸ノ「ウオヂナ」ヨリ出テタリ然レハ
 此「ウァジオム」ノ「ガジツ」ニ轉スルモ亦疑チ容ル、ニ足ラス
 其一チ「ゴウァツ」及ヒ「ウァジ」(皆日耳曼ノ語)トイフニ語ハ共
 ニ「質」又「保證人」又「許諾」チイフナリ蓋シ此二語共ニ「ウァジ
 オム」ノ出處ニシテ亦即チ「ガジツ」ノ出處タルヲ知ルヘシ

今慣用シテ「負債ノ保證ノ爲メ物ヲ人ニ委託スルコト」ヲ
イフ

〔釋解〕一ノ契約ノ名ニシテ即チ負債者ヨリ債主へ負債
返却ヲ保證スルタメ物ヲ遣ハス契約ヲイフ其意味狹
クシテ動産ヲ質トスルトキニ限リテ用ユル語ナリ若
シ廣ク之ヲ總稱セントスル片ハ「ナ」チスマン〔質入ナ
リニヌ〕ノ部二ノ語ヲ用井又不動産ノ質ニテハ「ア」ンチ
クレズ〔不動産質ナリア〕ノ部六四ノ語ヲ用ユ

〔參照〕民二〇七二以下、證人ハ〔民〕二〇四一、手形賣買世話
人ハ〔商〕九三、分散ハ〔商〕五四六以下、特權ハ〔民〕二一〇二ノ
二項、義務釋放ハ〔民〕一二八六、質店ハ〔刑〕四一一、

Gages des domestiques.

ガジツ、デ、ドメスタク

奴僕ノ雇賃

〔本義〕「ガジツ」ハ前ニ見ユ「ドメスタク」ハ「家内ニ屬シ家事ニ
屬スル」ノ義又「家人」チモイフ
〔釋解〕己レノ用ヲ爲シタル代價トシテ奴僕ニ拂フ所ノ
給金ヲイフ此給金ハ奴僕ニ在リテハ其特權ヲ以テ取
ルコトヲ得ヘシ

ガジツリ

家具拿住

〔本義〕出處「ガジツ」ニ同シ〔本部二〕
〔釋解〕ニスノ部一「セジ、ガジツリ」ノ所ニ見ユ
〔參照〕〔訴〕八一九以下、

ガヂツル 球

Gageure.

セノ部

賭博ノ聽許

〔本義〕「ガツ」ニ同シ(本部二)

〔釋解〕リトレ賭事ヲ爲ス者カ若干ノ金圓ヲ拂ヒ又ハ若干ノ物件ヲ與フヘキヲ許諾スルヲ云フ

Gains nuptiaux.

噉ゲン 帑ニエ不識奧シ × 噉ゲン 噉ニエ

存生乃得益

〔本義〕佛ノ古語ノ「ガエン」ヨリ出ツ「ガエン」ハ「牧草」ナリ此意ヲ轉用シテ「秋」ト爲シ又轉用シテ「得ル」ト爲シ又轉用シテ「得益」ト爲セリ「ニエ」ハ「婚姻」ナリ○リトレ「ゲン、ニエ」ハ「トイハシヨリ」ゲン、ド、シッルウイ「トイフヘシ」ゲン、ド、シッルウイ「ハ匹偶者ノ一方ノ生存スル者ノ得ヘキ利益ナリ」

五

六

〔釋解〕又「ゲン、ド、シッルウイ」トイフ「ゲン、ド、シッルウイ」ハ夫婦財産契約中ニ於テ匹偶者ノ定メタル利益ニシテ其利益ハ生存者ニ非サレハ得ルヲ得ス

ガラシナ

擔保

Garantie.

〔本義〕本ト亞耳曼ノ「ウエレン」ヨリ出ツ「ウエレン」ハ佛語ノ「ワールニル」及ヒ「コーシオン」ト同義ニシテ「供スル」又「保證スル」ノ義○「ハシッ」ハ「亞耳曼」ノ「ウアラン」ヨリ出ツ「ウアラン」ハ佛語ノ「ガル」ニ同シ「守ル」「存スル」「防ク」ノ義
〔釋解〕一ツノ義務ノ名ニシテ一人ノモノ、他人ニ對シテ責任ヲ負フ所以ノモノナリ尤モ此「ガラシナ」ニ二種アリ其一ハ法律上ニ屬シ其一ハ約束上ニ屬ス法律上

セノ部

五八七

ノ「ガランチ」トハ專ラ法律ノ力ニ依リテ生スル所ノモ
ノ「チイヒ」約束上ノ「ガランチ」トハ約束ヲ爲セシ雙方ノ
モノ、存意ヨリ生スル所ノモノ「チイフ」總テ裁判所ニ
呼出サレタル者ハ其「ガラン」即チ保證人ヲ其訴訟ニ立
テ入ラシムルノ權アリ

〔參照〕民一六二五以下、保證人ハ(訴三二、三三、四九ノ三項、
五九、一七五以下、

ゼ子アロシ

Généalogie.

系圖

〔本義〕羅甸ノ「ゼ子アロシ」ヨリ出ツ「ゼ子アロシ」ハ希
臘ノ「ゼ子アロシ」ヨリ出ツ「ゼ子アロシ」ハ「ゼ子ア」ト
「ロゴス」ト合成セシモノニテ「ゼ子ア」ハ佛ノ「ゼ子ラシオ

ン」ニ同ク「生出」チイフ「ロゴス」ハ佛ノ「トレテ」ニ同ク「著述」
チイフ
〔釋解〕祖先ヨリシテ枝葉ヲ累奕セル其族屬ヲ明了ニス
ル親族諸人ノ總表チイフ

Génération.

ヂエ子
ヂシオン
ヂエルオン
ヂレン
嗽
拾
喇
孫
徹
崙
嗽
生出

〔本義〕羅甸ノ「ゼ子ラレ」ヨリ出ツ「ゼ子ラレ」ハ「生ム」ノ義
〔釋解〕人ノ生出シテ父ヨリシテ子トナリ子ヨリシテ又
孫トナルカ如ク親屬中ニ在リテ各其親疎ノ一親等ヲ
爲ス所以ノモノヲ云フ故ニ血族ノ親疎ハ此「ゼ子ラシ
オン」ノ數ヲ以テ之ヲ定ム

〔參照〕民七三五、

Germain.

ゼル・マン

同父母^ヲ

〔本義〕羅甸ノ「ゼルマニッス」ヨリ出ツ「ゼルマニッス」ハ「兄弟」ナリ其本「ゼルマン」ニ基キタルモノニシテ「ゼルマン」ハ「孕ミタル物」ナイフ今父ノミ又ハ母ノミヲ同クシテ生レタル者ニ對シテ父母共ニ同クシテ生レタル兄弟又ハ姉妹ナイフ

〔釋解〕二系ニ屬スル親屬ナイフ○ハ「シャルコンサンゲン」(同父異母ノ義セノ部七)及ヒ「ユテレン」(同母異父ノ義ユノ部八)ニ對シテ同父同母ニテ生レタル兄弟姉妹ナイフ

Frères germains.

フレル、ゼルマン

同父母^ヲ兄弟

〔本義〕「フレル」ハ兄弟ナリ

〔釋解〕同父同母ノ兄弟ナリ

Cousins germains.

クーゼン、ゼルマン

同父母^ヲ從兄弟

〔本義〕「クーゼン」ハ「從兄弟」ナリ

〔釋解〕「クーゼン、イシッ、ド、ゼルマン」トイフヘキヲ略シテ「クーゼン、ゼルマン」トイフ即チ「ゼルマン」ヨリ生レタル從兄弟ナリ

〔參照〕(民)七三三、七五二、

グレファイエ

裁判所書記

Greffier.

〔本義〕羅句ノ「グラフイオム」ヨリ出ツ「グラフイオム」ハ本ト希
 臘ノ「グラフイオン」ヨリ出ツ「グラフイオン」ハ本ト「書ク」ノ義
 ナレトモ今慣用シテ「字ヲ書ク」トキニ用フル尖カリタル
 器械ヲ「グラフイオム」トイヘリ然レモ今慣用シテ「事ヲ記
 載スル場所」或ハ「事ヲ記載セシモノヲ貯フル場所」ヲ指
 シテ「グラフ」トイヒ「グラフ」ノ場所ニ居テ事ヲ記載シ又
 ハ其記載簿ヲ貯フル人ヲ「グラフニ」トイフ
 〔釋解〕裁判所ノ訟廷ニ於テ裁判上ノ書面ヲ筆記シ及ヒ
 其寫ヲ渡ス「ト」ニ付テ任セラレタル「オフィシエ、ミニステ
 リル」〔裁判所附屬職員ナリオノ部二〕ナリ
 〔參照〕立會ハ〔訴一〇四〇、訴訟ノ讓渡ハ〔民一五九七、裁判
 ハ〔訴一三八、一三九、治一九六、

サ

グロス

大字副書

〔本義〕「グロ」トイフ形容詞ノ變シタル名詞ニシテ「グロ」ハ
 羅句ノ「グロシス」ヨリ出ツ「グロシス」ハ本ト「大ナル」ノ義
 ナレトモ今慣用シテ「周圍ト容積トノ博大ナル」ヲ指
 シテ「グロシス」トイヒ「字畫ノ肥大ナル書面」ヲ指シテ「グ
 ロス」トイフ
 〔釋解〕證書又ハ裁判ノ「グロス」トイヘハ「ミット」〔細字本書
 ナリエムノ部一三〕ニ付キ最初ニ取リタル寫シノ「ナ
 リ」〇ハ「シ」レ原書ニ付キ取リタル公著ノ證書（アクト、ノ
 タリニ）及ヒ裁判ノ寫ノ名ニテ執行式ヲ附シテ渡スモ
 ノナリ總テ他ノ寫ト此「グロス」トノ別ハ執行式ノ有無

ゼノ部

ニ在リ此執行式ハ別ニ裁判所ニ請求セシテ直チニ
其事ヲ執行セシムル權ヲ與フルモノナリ之ヲ「グロス」
トイフハ此寫ノ書體タル肥大ナレハナリ「グロス」ハ本
書ノ失亡シタルキニ憑信ヲ爲スモノナリ

〔參照〕民一二八三、一三三五、

悟囉嘶亞挽柱兒 ゾロスアヴァンチュル 彎秋 ワシチウ 呖 オウ 爰 イウ

Grosse aventure.

行險典船貸借

〔本義〕「グロス」ハ前ニ見ユ「ヴァン」ナルハ「偶然ニ來ル」ノ義
〔釋解〕ペン部五〇「アレ」ノ處ニ見ユ

ゲタパン

Guetapans.

待伏

〔本義〕「ゲ」ト「ア」パント合成セシモノニテ「ゲ」ハ日耳曼ノ「ウ」

「ク」ヨリ出ツ「ウ」タ「ハ」番人又「見張リ」ヲ爲ス「ク」ナイヘリ「ア」
パン「ハ」ア「ト」パンセ「ト」合成セシモノニテ「ア」ハ前詞ナリ
「パンセ」ハ「考フル」ノ義今「謀ル」又「注意スル」ノ意ニ用ユ
〔釋解〕何程カノ時間一所或ハ數所ニテ人ヲ殺シ或ハ強
暴ヲ行ハシタメニ其人ヲ待ツ事ナイフ

〔參照〕刑二九八、

アシツノ部

エレヂテ

繼嗣財産

繼嗣權

Hérite

〔本義〕繼句ノ「エレス」ヨリ出ツ「エレス」ハ「相續人ト爲ル」ノ義

〔釋解〕相續ニ入ルヘキ一切ノ物チイフ〇ブーイエ人ノ死後ニ遺リタト財産ノ全部又ハ一部ヲ受クル權チイフ又權利ニ屬スルト義務ニ屬スルトサ間ハス總テ相續スヘキモノチイフ

〔參照〕(民)一六九六以下、繼嗣ハ(民)七二四、七七四、繼嗣ノ所行ハ(民)七七八以下、七九六、(訴)九八八、九八九、

エリナエ

繼嗣

Héritier.

〔本義〕羅句ノ「エレシタレ」ヨリ出ツ「エレシタレ」ハ「繼嗣」ナリ

〔釋解〕相續ヲ受クルタメ法律ニ依テ呼ハル、人タイプ

Héritier bénéficiaire.

エリナエ、ベチフィシエル
便益ヲ繼嗣

Héritier sous bénéfice d'inventaire.

エリナエ、スー、ベチフィス、ド、エンウンテル
目錄便益ノ繼嗣

〔本義〕「ベチフィシエル」ハ「利益」ノ義（ベノ部一〇參看）「スー」ハ「ニテ」ノ意「ベチフィス」ハ「ベチフィシエル」ノ名詞ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ「エンウンテル」ハ「目錄」ナリ（イノ部二八）（口音）「ド、エン

ウンテル」ハ「デ」ンウンテル

〔釋解〕「ブーイエー」ニ之チ「エリナエ、スー、ベチフィス、ダンウツ」ナル「トイフ」目錄ノ便宜ニ依テ相續ヲ受ケ而シ其相續中ニ於テ受ケタル丈ケニ非ラサレハ負債ヲ辨濟スルニ及ハサル所ノ相續人ナリ

エリナエ、ピッル、エ、センプル

Héritier pure et simple.

通常ノ繼嗣

〔本義〕「ピッル」ハ「純粹」ノ義「エ」ハ「及」ナリ「センプル」ハ「通常」ノ義〔釋解〕「ブーイエ」通常ノ相續ヲ受ケ而シ相續中ノ一切ノ負債ヲ際限ナク負擔スル所ノ相續人ナリ

オミシンド

Homicide.

殺害

アムノ部

殺害人

〔本義〕羅旬ノ「オミシダ」ヨリ出ツ「オミシダ」ハ「オモ」ト「カイ
デ」ト合成セシモノニテ「オモ」ハ「人」ナリ「カイ」デレ「ハ」殺
スノ義

〔釋解〕人ヲ殺ス所爲チイフ又形容ノ意ニ之ヲ用ヰル
ハ此所爲ヲ爲シタル人ヲモイフ

Homicide volontaire.

オミシド「ウオロ」ンテ

有意ヲ殺害

Homicide involontaire.

オミシド「エンウオロ」ンテ

無意ヲ殺害

〔本義〕「ウオロ」ンテ「ハ」望ム「欲スル」又「好ム」ノ義又「エンウオ
ロ」ンテ「ハ」望マヌ「欲セズ」好マヌノ意ナリ

〔釋解〕ブーイエ佛國刑法ニテ「オミシド」ノ區別ヲ爲ス
左ノ如シ第一「プレ」メダシオン「豫謀」ナリ「部四・五」
又ハ「ゲ」ダパン「待伏」ナリ「部一・三」ヲ以テ犯シタル「オ
ミシド」チ「ア」サシナ「謀殺」ナリ「部八・三」トイヒ之ヲ死
刑ニ處ス第二「豫謀」ナシテ「隨意」ノ「ウオロ」ンテ「毆打」
リ生スル「オミシド」チ「ム」ールトル「故殺」ナリ「部九」
トイヒ其場合ニ依リ死刑又ハ無期徒刑ニ處ス第三「エ
ン」プリダシ「不注意」又ハ「ア」シダシ「變災」ナリ「部一
五」ニ係リ意ナシテ犯シタル「オミシド」ハ其場合ニ依
リ禁錮又罰金ニ處セラレ又ハ償金ヲ拂ハシメラル第
四正當防禦ノ場合ニ於テ犯シタル「オミシド」ハ重罪ト
爲ラヌ又輕罪ト爲ラサルナリ

〔参照〕(刑)二九五、三一九、三二七、三二八、

何磨羅噶孫オモロガシオン 窩泮オウゲン 嗚オン

四

Homologation.

確認

〔本義〕「オモロゴ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ其本希臘ノ「オモロゴス」ヨリ出ツ「オモロゴス」ハ「オモス」ト「ロゴス」ト合成セシモノニテ「オモス」ハ「一様ナル」ノ義「ロゴス」ハ「一致」ノ義即チ「一様ニ合同スル」ノ意ナリ

〔釋解〕書面ヲ裁判官へ差出ストキ裁判官之ヲ證認スルヲナリ

〔参照〕(民)七二、三五四、四五八、四六七、(訴)八八五、九五四、(商)二、

五

Honouires.

報謝

オノレル

〔本義〕「オノレ」トイフ働詞ノ變シタル形容詞ニシテ「オノレ」ハ「貴重スル」ノ義
〔釋解〕人ノ功勞ニ酬ユル爲メニ與ヘタル謝禮ナリ又總テ法官ノ職務ヲ解キタル後ニ有スル榮譽ノ稱號ヲモイフ

榮稱

ウイクロ

六

Huis-clos.

隱密

〔本義〕「ウイ」ト「クロ」ト合成セシモノニテ「ウイ」ハ羅句ノ「オスチオム」ヨリ出ツ「オスチオム」ハ「閉」ナリ「クロ」ハ「クロル」トイフ働詞ノ變シタル形容詞ニシテ其本羅句ノ「クロデレ」ヨリ出ツ「クロデレ」ハ「物ニ栓ヲスルノ義」今「填塞」又

閉塞ノ意ニ用ユ

〔釋解〕閉鎖シタル門ナリ「ウイシロ」ハ全ク公ケナラシメサル爲メニスル事ナリ凡ソ隱忌スヘク或ハ醜態ニ係ル訴訟ヲ爲ストキハ訟廷ヲ閉ツルヲ許ス何トナレハ右等ノ事ハ人ノ安寧又ハ風俗ニモ管係スルコトアルカ故ナリ尤モ裁判ヲ宣告スルトキハ必ス之ヲ公ケニ爲スナリ若シ之ヲ公ケニ爲サ、ルトキハ其裁判ハ成立セサルモノト見做ス即チ「ウイシロ」ハ唯訴訟吟味ノ問ノミニ限ル事ナリ

〔參照〕民事ニ付テハ〔訴〕八七、刑事ニ付テハ〔憲法〕八一、

ウイシエ

使吏

Huisier.

〔本義〕羅甸ノ「オスチアリッス」ヨリ出ツ「オスチアリッス」ハ本ト「門者」ナリ後チ又「裁判所」ノ「門候」チイフ今慣用シテ竟ニ「裁判所」ノ小吏ノ名トス
〔釋解〕裁判所ノ諸命令ヲ傳ヘ及ヒ裁判執行ノ諸務ヲ爲スコトニ付テ任セラレタル所ノ「オフィシエ、ミヨスタリエ」ル〔裁判所〕附屬職員ナリオノ部ニナリ
〔參照〕訴訟ノ讓渡ハ〔民〕一五九七、書面ノ代價ハ〔訴〕六七、證人吟味ハ〔訴〕二九三、入費ハ〔訴〕六〇、時効ハ〔民〕二二七二、二二七六、返却ハ〔民〕二〇六〇ノ七項、權力ハ〔訴〕五五六、責任ハ〔訴〕一三二、

イボテク

書入質

Hypothèque.

アシツノ部

Hypothèque légale.

イボテク、レガル
法律上書入質

Hypothèque judiciaire.

イボテク、ジウヂシエル
裁判上書入質

Hypothèque conventionnelle.

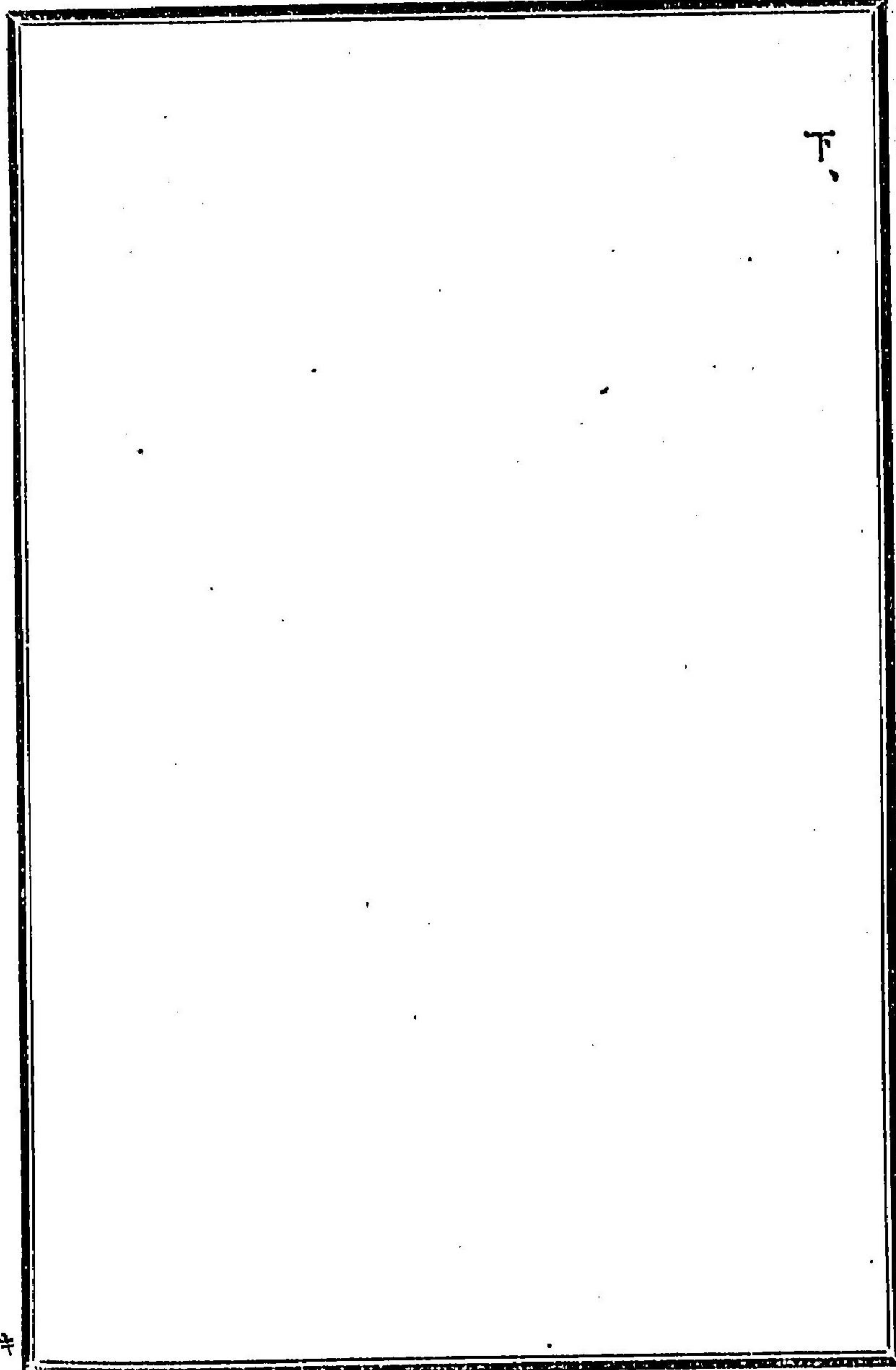
イボテク、コンヴァンシオチル
合意上書入質

〔本義〕羅句ノ「イボテカ」ヨリ出ツ「イボテカ」ハ希臘ノ「ユボテケ」ヨリ出ツ「ユボテケ」ハ「質」ニ置クノ義「レガル」ハ「法律」ノノ義「ジウヂシエル」ハ「裁判」ノノ義「コンヴァンシオチル」ハ「合意」ノノ義
〔釋解〕一ツノ義務ヲ償フタメニ引當ニ爲シタル不動産上ノ物權チイフ此權ノ性質タル分離スヘカラサルモ

ノコシテ而シテ其不動産ノ全部及ヒ各部ノ上ニ盈滿シテ成立ツモノナリ勿論此不動産ハ何人ノ手ニ渡ルトモ其權ハ輒チ依然タルナリ其書入質ノ種類ニ三アリ其一ハ法律上ノ書入質ナリ法律上ノ書入質トハ獨リ法律ノ力ヨリ生スルモノチイフ又一ハ裁判上ノ書入質ナリ此書入質ハ裁判ニ依テ生スルモノナリ又一ハ約束上ノ書入質ナリ此書入質ハ公正ノ書面ニ依テ成ルモノナリ

〔參照〕(民)二〇、九二以下、二一一四以下、法律上書入質ハ(民)二一二二、裁判上書入質ハ(民)二一二三以下、合意上書入質ハ(民)二一二四以下、登記ハ(民)二一三四以下、委棄ハ(民)二一六六以下、消滅ハ(民)二一八〇、滌除ハ(民)二一八一以

下、



イノ部

Immetricle.

英^{イン}末^マ土^ツ煙^グ短^キ立^{ユル} 北^{アツ}流^{リウ} 僊^{イウ}
記録

〔本義〕「ニン」ト「マトリキツル」ト合成セシモノニテ「エン」ハ「内」
ニ「ノ」義「マトリキツル」ハ羅匈語ノ「マトリキツラ」ヨリ出ツ「マ」
トリキツラ」ハ「簿冊」ナリ今慣用シテ簿冊ノ内ヲニ記載ス
ル「ヲ」ヲ「エン」マトリキツル」トイフ

〔釋解〕「マトリキツル」ニ群又ハ一社ヲ爲シタル總人員ノ名
簿ナリトイフ簿冊上ノ記寫ヲイフ使吏ノ「エン」マトリ
キツル」トイフトキハ其使吏ノ附屬スル裁判所ノ簿冊ニ
記載スル所ノ記事ヲイフ

インムーブル

Immeuble.

イノ部

不動産

〔本義〕「イム」ト「ムーブル」ト合成セシモノニテ「イム」ハ「不」又「無」ノ義「ムーブル」ハ羅句ノ「モビリス」ヨリ出ツ「モビリス」ハ「動産」ナリ

〔釋解〕那ノ場所ヲ變轉スヘカラサル物ヲイフ

インムーブル、パル、パル、ナチュル

Immeuble par nature.

性質ニ由レル不動産

〔本義〕「パル」ハ「由」テナリ「ナチュル」ハ「天然」又「性質」ナリ

〔釋解〕「パシッレ」土地、建物、土地ニ附着スル收納物未タ採摘

セサル菓實等ヲイフ

インムーブル、パル、デスナナシオン

Immeuble par destination.

用方ニ由レル不動産

〔本義〕「デ」ノ部三八ニ見ユ

〔釋解〕同上

〔參照〕(民)五一六以下、不動産ノ訴權ハ(民)五二五、(訴)五九、不動産ノ拿住ハニスノ部一賣却ハ(訴)九五三以下、

エンパンス

三

Impenses.

費用

〔本義〕羅句ノ「エンパンサ」ヨリ出ツ「エンパンサ」ハ「費用」ノ義ナリ其本「エン」ト「パン」デント合成セシモノニテ「エン」ハ「内」ニ「ニ」又「ニ」テ「ノ」義「パン」デレハ「拂」ノ義此語ハ「デパンス」(費用)ト同義ナレトモ事物外ニ用非テ其費シタル金ニテ此事物ノ價ヲ贈スヲナキモノヲ「デパンス」トイヒ事物内ニ用非テ其價ヲ増スヘキ費用ヲ「エンパンス」トイフ

イノ部

〔釋解〕物ヲ改良スルノ入費ニシテ即チ該物ノ中ニ入り
其價ヲ増ス所ノ費用チイフ

四

Imputation de paiement.

英補答孫 杜背蠻 裕敦 儼 咄 版
辨濟ノ擬抵

〔本義〕「エンピツタシオン」ハ「ニンビテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ其本羅句ノ「ニンピツタレ」ヨリ出ツ「エンピツタレ」ハ「ニン」ト「ピツタレ」ト合成セシモノニテ「エン」ハ「コ」ナリ「ピツタレ」ハ「計算スル」ノ義「エンピツタレ」ハ即チ「計算ニ當テル」ノ意ナリ由テ「或ル負債ノ代償ニ充テル」ト「チ」ニ「エンピツタシオン」トイフ「ド」ハ「ノ」ナリ「ママン」ハ「辨濟」ノ義（ベノ部二）

〔釋解〕一金額ヲ以テ他ノ金額上ニ充ツルヲ即チ内金ヲ

五

Inalienabilité.

不得移付

以テ拂フヲチイフ若シ性質ノ異ナル數個ノ負債アル
ルハ必ス其「エンピツタシオン」ノ順序ナカルヘカラス而
シ若シ約束ニテ「エンピツタシオン」ノ順序ヲ定メサルト
キハ法律ノ推測ニ依リテ之ヲ定メサル可カラズ
〔參照〕民一二五三以下、不動産質ハ（民）二〇八五、質ハ（民）二
〇八一、貸借ハ（民）一九〇六、會社ハ（民）一八四八、

イナリエナビリテ

〔本義〕「イン」ト「アリ」エナビリテ「ト」合成セシモノニテ「イン」ハ「不」又「無」ナリ「アリ」エナビリテ「ハ」羅句ノ「アリル」ヨリ出ツ「アリル」ハ「他」ノ義「アリ」エナビリテ「ト」イヘハ「他」ニ渡スヲ得ル」ノ謂ヒナリ「イナリ」ニナビリテ「ト」イヘハ即チ「他

イノ部

ニ渡スヲ得スノ意味ナリ

〔釋解〕讓渡ス可カラサルコトイフ然レモ例ハ嫁資ノ如ク通例ハ讓リ渡ス可カラサルモノナレモ夫婦財產契約ノ模様ニ依リテハ讓渡スヲ得ルモ亦是レアリ

〔參照〕嫁資ハ(民)一五三四、共有財產ナラサルモノハ(民)一五三五、

エンカバシテ

無能力

六

Incapacité.

〔本義〕「エン」ト「カバシテ」ト合成セシモノニシテ「エン」ハ「無」ナリ「カバシテ」ハ「能力」ナリ「エンカバシテ」ハ即チ「無能力」ノ意

〔釋解〕自カラ所置スルコトノ禁チイフ「エンカバシテ」ハ人

ノ上ニ在ルモノニシテ「エ」ナリビリテ「ハ」物ノ上ニ在ルモノナリ

〔參照〕セノ部六「カバシテ」ノ處ニ見ユ

エンカルセラシオン

囚閉

七

Incarcération.

〔本義〕「エン」カルセ「レ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ其本羅句ノ「エン」カルセラレ「ユ」リ出ツ「エン」カルセラレ「ハ」「エン」ト「カルセル」ト合成セシモノニテ「エン」ハ「ニテ」又「内」チニ「ノ」義「カルセル」ハ「牢屋」ナリ「エン」カルセラシオン「ハ」即チ「牢屋」ニ入ル「」ノ意ナリ

〔釋解〕監禁ナリ即チ人ヲ獄中ニ置クチイフ此「エン」カルセラシオン「ハ」監禁スル事柄チイフ語ナリ

Incest.

因説士士 亂倫 儻

〔本義〕羅甸ノ「ニンセスナツス」ヨリ出ツ「ニンセスナツス」ハ「エ
ン」ト「カスナツス」ト合成セシモノニシテ「エン」ハ「無」ナリ「カ
スナツス」ハ「貞潔」ナリ「ニンセス」ト「ハ」即チ「無貞潔」ノ意ナレ
トモ今慣用シテ「法」ノ禁スル所ノ親族姦「チイフ」
〔釋解〕法ニ於テ其婚姻ヲ禁シタル等親中ニテノ姦通チ
イフ

Enfants incestueux.

アンフアン、エンセスナツ
亂倫子

〔本義〕「アンフアン」ハ「子」ナリ（エノ部八）
〔釋解〕親族相姦シテ生ミタル子チイフ此子ハ眞ノ子ト

Incidents.

エンシダン
附帶

公認セラル、チ得ス但其父母ニ對シテハ獨其養料ヲ
請求スルチ得ルノミ
〔本義〕羅甸ノ「エンシデレ」トイフ働詞ヨリ出テタル形容
詞ニシテ「エンシデレ」ハ「エン」ト「カデレ」ト合成セシモノ
ナリ「エン」ハ「ニ」テ又「内」チ「ニ」ノ義「カデレ」ハ「落ル」ノ義「エン
シデレ」ハ即チ「物」ノ上ニ落チタルノ意ナリ今慣用シテ
「物」ノ不意ニ落チ來ル「」チ「エンシダン」トイフ又或ル事
柄ノ中間ニ不意ニ來ル場合チモイフ
〔釋解〕裁判所へ主トシテ訴へ出テタル訴訟中ニ起コル
一切ノ新争訟チイフ

イノ部

〔参照〕(訴)三三七以下、四〇六、附帯ノ控訴ハ(訴)四四三、附帯ノ敬慎ノ願ハ(訴)四九三、

一〇 Incompetence.

エンコンペタンス

管轄違

〔本義〕「エン」ト「コンペタンス」ト合成セシモノニシテ「エン」ハ「不」ナリ「コンペタンス」ハ「管轄」ナリ(セ)ノ部五三「エン」コソペタンス」ハ即チ「不管轄」ナリ

〔釋解〕管轄違チイフ人ニ付テノ管轄違ハ總テノ防禦方法ニ先チテ之ヲ申立テサルヘカラス事柄ニ付テノ管轄違ハ争訟中何時ニテモ之ヲ申立ルヲ得

〔参照〕民事ニ付テハ(訴)八三ノ三項、一六八ヨリ一七〇マテ、四五四、(商)六四七、刑事ニ付テハ(道)五三九、四〇八、

一一 Incorporal.

エンコルポレル

無體ヲ

〔本義〕羅句ノ「エンコルポラリス」ヨリ出ツ「ニンコルポラリス」ハ「ニ」ト「コルピッス」ト合成セシモノニテ「エン」ハ「無」ナリ「コルピッス」ハ「體」ナリ「ニンコルポラリス」ハ即チ「無體」ノ謂ヒナリ

〔釋解〕無體ノ謂ヒナリ例ヘハ人權物權訴權ノ如キハ皆無體ノモノナリ

〔参照〕(民)一六〇七、二〇七五、

一二 Inculpé.

エンキッルベ

被告人

〔本義〕「エンキッルベ」トイフ働詞ノ變シタル形容詞ニシテ

或ハ時ニヨリ名詞ノ如ク用ユルコトアリ本ト「エンキル
 ベ」ハ羅甸ノ「エンキルパレ」ヨリ出ツ「エンキルパレ」ハ「エ
 ン」ト「キルパ」ト合成セシモノニテ「エン」ハ「ニ」ナリ「キルパ」
 ハ「配當スル」又「算當スル」ノ義然ル今此語ハ金錢ノコトヲ
 指サスシテ專ラ罪ヲ人ニ當テ付ケ又ハ負ハセルコト
 用ユ此「エンキルベ」ハ「アキゼ」ト義ヲ同クスルカ如シト
 雖ル又少シク異ナル所アリ其故ハ「エンキルベ」ハ唯賤
 ムヘキ過失上ニ付テ之ヲイヒ又「アキゼ」ハ賤ムヘキ過
 失ニ依リ裁判ニ係ルヘキモノヲイフ二語ノ意味自カ
 ラ深淺アリ

〔釋解〕罪アリトセラレタル人ヲイフ即チ重罪若クハ輕
 罪ノ被罪人トイハンカコトシ

Indivis.

エンヂウイ

未分ノ

〔本義〕「エン」ト「ヂウイゼ」ト合成シタル形容詞ニシテ「エン」ハ
 「無」ナリ「ヂウイゼ」ハ「分ツ」ノ義「エンヂウイ」ハ即チ「分ツテ無シ」
 ノ意味ナリ

〔釋解〕分ナテナキ事或ハ分ナテナキ物ヲイフ

Indivisiilita.

因地微逝皮里太 維誓 働

〔本義〕「エンヂウイ」ニ同シ

〔釋解〕分ナ得サルコトヲイフ即チ分ナ得ル義務ニ對シテ
 分ナ得サル義務トイフ時ニ用非ル語ナリ

Indivision.

エンヂウイシオン

イノ部

未分

〔本義〕「エンギウ」ニ同シ

〔釋解〕未ク分割セサル以前ニ共同爲シ居ル形狀チイフ
何人ニ限ラス此「エンギウ」ニテ久シク居ルニ及
ハス

〔參照〕〔民〕八一五、

エンファンチシド

一四

Infanticide.

殺赤子

〔本義〕羅甸ノ「エンファンチシダ」ヨリ出ツ「エンファンチシダ」
ハ「エンファンスト」カイデレト合成セシモノニテ「エンファ
ンス」ハ「兒」ナリ「カイデレ」ハ「殺ス」ノ義「エンファンチシド」ハ
即チ「兒」ヲ殺スノ謂ヒナリ

一五

Innavigable.

〔釋解〕新タニ生レタル兒ヲ殺ス「チイフ」

〔參照〕〔刑〕三〇〇、三〇二、

因納微噶皮里太 洼弊 儼
不可航

〔本義〕「エン」ト「ナウイガビリ」ト合成セシモノニシテ「エン」
ハ「不」ナリ「ナウイガビリ」ハ「舟」ニテ濟リ得ルノ義「エン」ナ
ウイガビリ」ハ即チ「舟」ニテ濟リ得サルノ意ナリ
〔釋解〕最早川海ヲ濟ル「ノ」出來ヌ舟ノ形狀ナリ
〔參照〕〔商〕二三七、二九七、三六九、三八九以下、

エンスクリプシオン、ド、フォー

虚偽ノ告白

一六

Inscription de faux.

〔本義〕「エンスクリプシオン」ハ「エン」スクリル「トイフ」劬詞

ノ變シタル名詞ニシテ其本羅句ノ「エンスクリベレ」ヨリ出ツ「エンスクリベレ」ハ「エント」スクリベレ」ト合成セシモノニテ「エント」ナリ「スクリベレ」ハ「書ク」ノ義「エンスクリベレ」ハ即チ物ノ上ニ書ク又物ノ内チニ書クノ意「ド」ハ「ノ」ナリ「ファ」ハ「虚偽」ナリ

〔釋解〕裁判所へ差出タル書面ニ詐偽ノアルヲ陳述スルヲチイフ尤モ此訴ニ二種アリ其一ハ主トシテ詐偽ヲ訴フルヲアリ其二ハ附帶シテ詐偽ヲ訴フルヲアリ
エンスクリプション、イポテケル

一七

Inscription hypothécaire.

書入質ノ登記

〔本義〕「エンスクリプション」ハ前ニ見ユ「イポテケル」ハ「書入質」ノ義（アッシュノ部八「イポテケ」參看）

〔釋解〕書入質ノ債主カ負債者ノ財産上ニ書入質ノ權ヲ有スル旨ヲ公ケノ簿冊へ登記スルヲチイフ
〔參照〕書入質ハ（民二一〇六、二一三四、二一四六以下、塗抹ハ（民二一五七以下、

エンスクリヴァビリテ

無資力

一八

Insolvabilité.

〔本義〕「エンスクリヴァブル」トイフ形容詞ノ變シタル名詞ナリ「エンスクリヴァブル」ハ「エント」ソルヴァブル」ト合成セシモノニテ「エント」ハ「不」ナリ「ソルヴァブル」ハ「償フヲ得ヘキ」ノ義「エンスクリヴァビリテ」ハ即チ「償フヲ得可カラサル」ノ意
〔釋解〕他ニ對シテ其約束ヲ満足セシムルヲ能ハス又其負債ヲ拂フヲ能ハス又其餘ノ保証ヲモ爲スヲ能ハサ

ル者ノ形状タイプ
〔参照〕羅賣ハ(訴)七一三、保証ハ(民)二〇二〇、二〇二四、二〇二六、二〇二七、嫁資ハ(民)一五七三、保証ハ(訴)一八五、會社ハ(民)一八四九、連帶ハ(民)一二一四以下、相續ハ(民)八七六、八八五以下、讓渡ハ(民)一六九四、一六九五、

エンスダンス

訴訟

Instance.

〔本義〕「エンスダンス」トイフ形容詞ノ變シタル名詞コシテ「エンスダンス」ハ羅句ノ「エンスダレ」ヨリ出ツ「エンスダレ」ハ「エント」スタレ」ト合成セシモノユテ「エソ」ハ「エテ」又「上」コノ義「スタレ」ハ「立ナテアル」ノ義「エンスダンス」ハ即チ物ノ上ヨ立ナテ在ル」ノ意然レモ法律語ニテハ訴訟ノ

義ニ用ユ

〔釋解〕總ヘテ裁判所ヘ持出シタル訴タイプ

エントルダクシオン

Interdiction.

禁止

〔本義〕「エントルダレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ其本羅句ノ「エントルダセレ」ヨリ出ツ「エントルダセレ」ハ「エントル」ト「ダセレ」ト合成セシモノユテ「エントル」ハ「間」コノ義「ダセレ」ハ「言」ノ義「エントルダクシオン」ハ即チ「彼我ノ間ニ言」ノ意ニテ「彼我ノ間互ニ法ニ準據シテ爭論スル」ト「チイヒ」又轉用シテ「防禦制止スル」ノ意ト爲レリ

〔釋解〕事ヲ爲ス」ノ禁タイプ此禁ヲ受クルモノハ自己

イノ部

ノ身ヲ自由ニシ及ヒ其財産ヲ支配スルノ權ヲ奪ハレ
幼年者ト同視シラルヘシ

〔參照〕(民)四八九以下、(訴)八九〇以下、親族會議ハ(民)四四二、
附託ハ(民)一九四〇、住所ハ(民)一〇八、贈遺ハ(民)九三五、取
上ケハ(民)二二〇六以下、禁止ヲ受ケタル者ノ妻ハ(民)二
二二、借入質ハ(民)二一二一、代理ハ(民)二〇〇三、婚姻故障
ハ(民)一七四、分配ハ(民)八一七、八三八、時効ハ(民)二二五二、
取消ハ(民)一三〇四、一三一二、一五一四、一六七六、不動産
拿住ハ(訴)七四四、會社ハ(民)一八六五、相續ハ七七六、和解
ハ(民)二〇四五、刑事ノ禁止ハ(刑)二九以下、四二、四三、

エシテレ

利益

Intérêt.

利息

〔本義〕羅句ノ「エシテレ」ヨリ出ツ「エシテレ」ハ本ト「利
益」スルノ義後チ佛ニテ之ヲ「金錢」ヨリ生スル所ノ「利益」
ノ義トス又後チ此義ヲ轉シテ唯之ヲ「利益」トス又法律
語ニテハ總テ「利益」ヲ生スヘキ權利ヲイフ

エシテレ、子、エ、アウケウエル

現生利益

Intérêt né et actuel.

〔本義〕「子」ハ「生シタル」ノ義、「エ」ハ「而シテ」ノ義「アウケウエル」ハ「現
在」ノ義

〔釋解〕現ニ生シテ在ル一切ノ權利ヲイフ

エシテレ、ド、ラルジアン、プレーテ

Intérêt de l'argent prêté.

イノ部

貸金ノ利息

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ル」ハ冠詞ナリ「アル」ハ「銀」ナリ「アレ」
「テ」ハ「貸シタル」ノ義

〔釋解〕貸主共貸シタル所ノ金ヨリ取立ル所ノ利益即チ
息銀ナリ

Intérêt légal.

エンテレーレガル

法律上ノ利息

〔本義〕「レガル」ハ「法律」ノノ義

〔釋解〕按法律ノ定メタル息銀ナリ此息銀ハ民事ニ於テ
ハ百ニ付テ五商事ニ於テハ百ニ付テ六ノ割合ナリ

Intérêt usuraire.

エンテレーレ、ユシッレル

高利

〔本義〕「ユシッレル」ハ「ユシッル」トイフ名詞ノ變シタル形容詞
ニシテ其本「息銀」ノ義ナレトモ今「定リタル高キ過クル息
銀」ノ義ニ慣用ス（ユノ部七「ユシッル」參看）

〔釋解〕按法律上ニテ定メタル息銀ヨリ高キ息銀ヲイフ

Intérêt des intérêts.

エンテレーレ、デ、エンテレーレ

利息ノ利息

〔本義〕「デ」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕按利息ヨリ生スル利息ニシテ即チ「アナトシスム」
ノ義ナリ（アノ部六一）

Intérêt montoire.

エンテレーレ、モラトアル

遲滯ノ利息

〔本義〕「モラトアル」ハ「遲滯」スルノ義（エムノ部一八）

〔釋解〕按期限ニ至リ辨濟ヲ遅延スルニ由テ生シタル利息ニシテ裁判所ニ出訴シタル以後ニアラサレハ此利息ヲ取立ルヲ得ス
〔參照〕金ノ利息ニ付テハ(民)一一五三以下、一九〇五以下、民法上ノ利息ハ(民)二〇四六、現ニ生シタルモノハ(民)一八七、一九一、

1111

Interlocutoire.

因^{イン}缺^テ兒^ル羅^ロ矩^キ多^ト哇^ン兒^ル 奧^{オー}過^ク 儻^ア
本案内ノ

〔本義〕「エンテルロケ」トイフ働詞ノ變シタル形容詞ニシテ其本羅句ノ「エンテルロキ」ヨリ出ツ「エンテルロキ」ハ「中斷スル」ノ義今裁判上ニテハ確定ノ裁判ニ先ダナタル下ヲ調ヘテ爲ス裁判チイフ

〔釋解〕シノ部六「ジャッマン」ノ所ニ見ユ
〔參照〕(訴)四五二、四五三、四六七、四七三、

1112

Interposition de personne.

エンテルボジション、ド、ベルソヌ
人ノ冒入

〔本義〕「エンテルボジション」ハ羅句ノ「エンテルボジション」ヨリ出ツ「エンテルボジション」ハ「エンテル」ト「ボジション」ト合成セシ名詞ニシテ「エンテル」ハ「間」ニ「義」ボジション「ハ」位置「ナリ」即チ「位置」間ノ位置ノ意ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ「ベルソヌ」ハ「人」ノ義

〔釋解〕法律ノ禁ヲ避クルタメニ財産ノ讓渡ノトキ他人ヲ以テ己レニ代ハラシムルコトイフ
〔參照〕(民)九一一、一〇九九、一一〇〇、一五九六、

Interrogatoire sur faits et articles.

エントロガトアル、マツル、フエ、ニ、アルナクル

逐條訊問

〔本義〕「エントロガトアル」ハ「エントロゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ其本羅句ノ「エントロガレ」ヨリ出ツ「エントロガレ」ハ「エントラル」ト「ロガレ」ト合成セシモノニシテ「エントラル」ハ「問」ニノ義「ロガレ」ハ「願フ」ノ義「エントロガレ」ハ即チ「問」ニ願フノ意ナレトモ今「事柄」ノ緊要ナル所ヲ望ンテ聞クノ意ニ慣用ス「シツル」ハ「上」ニノ義「フエ」ハ「事柄」ナリ「エ」ハ「及」チリ「アル」ナクルハ「個條」ナリ

〔釋解〕相手方ヨリ申立タル事件ニ付キ裁判官共判決ヲ爲スタメ一方ノ者ニ逐一之ヲ聞キ糺スヲチイフ

〔參照〕民事ニ付テ逐條訊問ハ〔訴〕三二四以下、一〇三五、刑

Intervention.

事ニ付テハ〔途〕四〇、九三、

因^{イン}鏡^テ兒^ル挽^ツ孫^{アン} 厄^ア煩^エ 僥^ユ

間入

〔本義〕「エントラル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ其本羅句ノ「エントラル」ヨリ出ツ「エントラル」レ「ハ」エントラル「ト」ウコレ「ト」合成セシモノニテ「エントラル」ハ「問」ニノ義「ウニレ」ハ「來ル」ノ義「エントラル」シオン「ハ」即チ「問」ニ來ルノ意ナリ

〔釋解〕一ノ詞訟アラシニ外人ハ固ヨリ之ニ付テ呼出チ受ケスト雖モ其詞訟ニ關係スル所アルニ依リ訴人ノ如ク訟庭ニ臨マンコトヲ願フヲチイフ

〔參照〕〔訴〕四九ノ三項、三三九以下、四〇六、四六六、計算ハ〔訴〕

五三六、外国人ハ(訴)一六六、保証ハ(訴)一八二、一八三、財産
分離ハ(訴)八七一、

一六

Interversion de titre.

エンテルウエルシオン、ド、チトル
名義ノ變換

〔本義〕「エンテルウエルシオン」ハ「エンテルウエルチル」トイフ
働詞ノ變シタル名詞ニシテ其本羅句ノ「エンテルウエル
チレ」ヨリ出ツ「エンテルウエルテレ」ハ「エンテル」ト「ウエルテ
レ」ト合成セシモノニテ「エンテル」ハ「間」ニ「義」ウエルテレ
ハ「環」ラスノ義「エンテルウエルシオン」ハ即チ「間」ニ環ラシ
難ヘルノ意ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ「チトル」ハ「名義」ナリ
〔釋解〕「ウ」シオン「更改」ナリ「ニヌ」ノ部「一」及「二」及「三」及「身」分ノ變
換「由」リ「テ」一義務ノ他ノ義務ニ變スル「チ」イフ「〇」リ

トレ借人ノ名義ニテ品物ヲ占有スル者ノ名義ノ變ス
ルチイフ借人ノ名義ニテハ時効ヲ得スト雖モ其名義
ノ變スルハ時効ヲ得ルナリ

〔參照〕(民)二二三六以下、

一七

Intimation.

エンチマシオン
控訴呼出狀

〔本義〕「エンチマシ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅
句ノ「エンチマレ」ヨリ出ツ「エンチマレ」ハ「導」キ入ル、
義今轉シテ「知」ラシムルノ義トシ又「命令」スルノ義トス
又法律語ニテハ「官權」ヲ以テ下ヘ達示スル「チ」エンチ
マシオン「トイフ」

〔釋解〕控訴院ヘ呼出ス所ノ呼出狀チイフ

イノ部

六三七

Intimé.

エンナメ

控訴被告人

〔本義〕前ニ同シ

〔釋解〕呼出狀ヲ受ケタル人チイフ即チ初告裁判所ニ於テ詞訟ニ勝チ而シテ他ノ控訴スルニ依テ其被告トナリタル者ナリ

〔參照〕(訴)四六二、

エンウンテル

Inventory.

目錄

〔本義〕「エンウンシオン」トイフ名詞ヨリ出テタル名詞ニシテ其本羅句ノ「ニンウニレ」ヨリ出ツ「エンウニレ」ハ「ニン」ト「ウニレ」ト合成セシモノニテ「ニン」ハ「内」ニ「ウ」

ニレ」ハ「來ル」ノ義「エンウニレ」ハ即チ「那」ノ内ニ「現存スル」ノ意ナリ然レモ法律語ニテハ「一ツ」ノ書付ケノ名ニシテ「條目」ヲ立テ事ヲ記載シタル書付「チイフ」
〔釋解〕一ツノ調書ニシテ或ル場合ニ於テ承權者ノクマニ品物ノ形質及ヒ件數ヲ一箇毎ニ記載セシモノチイフ即チ相續ノ目錄共有財産ノ目錄分散ノ目錄ノ如キ是ナリ

〔參照〕死後ノ目錄ハ(訴)九二八、九四一以下、婚姻ノ持寄ハ(民)一四一四以下、一四四二、一四五六、一四八二、一四九九、一五〇四、一五一〇、一五三二、相續ハ(民)七七四、

シノ部

Jel.

シエ 勿荷

〔本義〕羅旬ノ「シャセン」ヨリ出ツ「シャセン」ハ「射ル」又「投ケル」ノ義

〔釋解〕海上ノ危險ニ際シ乗船人ノ安全ヲ保護スル爲メ水中へ投シタル總テノ物ヲイフ

〔參照〕商三〇一、四〇〇、四一〇以下、

シウー

賭戲

〔本義〕羅旬ノ「シャキッス」ヨリ出ツ「シャキッス」ハ「嬉戲スル」ノ義
〔釋解〕不必ノ契約ニシテ或ハ利ヲ得或ハ損ヲ得ルヲ

Jen.

シノ部

互ヒニスルチイフ即チ榜浦ノ賭ケ競馬ノ賭ケ等ノ如キ是レナリ

〔参照〕民一九六四以下、商五八五、國債相場ノ賭戲ハ〔刑〕四一九以下、賭戲場ヲ設クル者ハ〔刑〕四一〇、公ケノ道路上ノ賭戲ハ〔刑〕四七五ノ五項、四七七ノ一項、

ジツイサンス、レガル

三 Jouisance légale.

法律上收益

〔本義〕ジツイサンスハ「ジツイル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅甸ノ「ゴデレ」ヨリ出ツ「ゴデレ」ハ「樂ミヲ取ル」ノ意「レガル」ハ「法律」ノ義

〔釋解〕法律ニテ子ノ幼年ノ中其財産上ニ於テ其父又ハ母ニ許ルシタル所ノ收實權チイフ

〔参照〕民三八四ヨリ三八九迄、四五三、六〇一、七三〇、一四四二、一五四六、〔刑〕三三四、三三五、

ニユデイカトム

ソルツイ

ニユイヨム

ニヨム

ソイ

嚙地葛冬

莎立微

乳恭

嚙

嚙

裁判費保證

四 Judicatum solvi.

〔本義〕羅甸語コシテ「ジツヂカトム」ハ「裁判セラレタル」ナリ「ソルツイ」ハ「辨濟サル」ノ義「ジツヂカトム、ソルツイ」ハ即チ「裁判セラレタル所ノ事ハ其辨濟ヲ得ヘキ」ノ意ナリ
〔釋解〕或ル場合ニ於テ裁判入費ノ排方ヲ慥カニスル爲メニ外國人ヨリ差出スヘキ請人チイフ
〔参照〕民一六、〔訴〕一六六以下、四二三、

ジツジツ

五 Juge.

裁判官

〔本義〕羅句ノ「ジャジセム」ヨリ出ツ「ジャジセム」ハ「ジャスト」ト「ジセ
レ」ト合成セシモノコト「ジャス」ハ「法」ナリ「ジセレ」ハ「言フ」ノ
義「ジャジセ」ハ即チ「法ヲ言フ人」ナリ
〔釋解〕裁判ヲ與フルタメニ任セラレタル總テノ法官ヲ
イフ

ジウジウ、ド、エンストリウクシオン

豫審裁判官

Juge d' instruction.

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「エンストリウクシオン」ハ「エンストリウイ
ル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「エンストリウイ
ル」ハ羅句ノ「エンストリウエレ」ヨリ出ツ「エンストリウエレ」ハ
「物ノ内ニ建築スル」ノ義今法律語コトハ民事又ハ刑事
ノ訴訟事件ヲ取調ヘテ裁判セラルヘキ有様コスルチ

イフ(口音)「ド、エンストリウクシオン」ハ「デンストリウクシオ
ン」

〔釋解〕「バシ」レ重罪又ハ輕罪ニ付キ一切ノ證據ヲ集メ證
人ヲ訊問シ及ヒ總テ其證明ヲ爲スタメニ任セラレタ
ル法官ニシテ各郡ニ在ルモノナリ

ジウジウ、ド、ベ

治安裁判官

Juge de paix.

ジウジウ、ド、コンシリアシオン

勸解裁判官

Juge de conciliation.

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ベ」ハ「平和」ナリ「コンシリアシオン」ハ「勸
解」ナリ

〔釋解〕「ブーイニ」ウジウ、ド、ベ」トハ其名ノ如ク或ハ民事裁判

所へ出訴セントスル者ヲ和解セシメ或ハ些細ノ事件
ニ付テハ代訟人ノ手ヲ經ス且ツ裁判費用ヲ拂ハシメ
スシテ其裁判ヲ爲シ以テ人民中ノ平和ヲ保シシムル
爲メニ特別ニ任セラルル法官ヲイフ○「按」和解ヲ爲
スニ付テハ又之ヲ「シッジマン」トモイ
フ

シッジマン、シップレアン

Juge suppléant.

補缺裁判官

〔本義〕「シップレアン」ハ「シップレントイフ」勸詞ノ現在分詞ニシ
テ「シップレ」ハ「補フ」ノ義

〔釋解〕按「主任」ノ裁判官支障アルトハ裁判所ニ於テ其代
理ヲ爲ス裁判官ニシテ此代理ヲ爲スルノ外ハ會議ニ

Jugement.

裁判

シッジマン

〔本義〕「シッゼ」トイフ勸詞ノ變シタル名詞ニシテ本義「シッジッ
ニ同シ

〔釋解〕裁判官ノ判決ナリ○「按」「シッジマン」ニ區別アリ即チ
下等裁判所(治安裁判所郡裁判所及ヒ商法裁判所)ノ判
決ニ限リテ之ヲ「シッジマン」トイヒ控訴院及ヒ大審院ノ判
決ハ之ヲ「アレ」(判決ナリアノ部七九)トイフ(ボアナル

ニ據ル〇「按」法律ニ定メタル職掌中ニテ唯一人ノ裁判官ノミニテ爲シタル命令ヲ「オールドナンス」(オノ部一〇)トイフ(ダローズニ據ル)

Jugement par défaut.

シウシウマン、バル、デフォー

缺席裁判

〔本義〕「バル」ハ「ニテ」ナリ「デフォー」ハ「欠缺」ノ義(デノ部一三)〔釋解〕ダローズ呼出狀ニ定メタル日ニ自身出頭セス又代人ヲモ出頭セシメス其答辯ヲ爲サ、リシ一方ノ者ニ對シテ與ヘタル裁判ナリ

Jugement contradictoire.

シウシウマン、コントラダクトアル

對審裁判

〔本義〕「コントラダクトアル」ハ「コントルゲル」ヨリ出ツコ

ントルゲル」ハ「反對」テ言フノ義

〔釋解〕訟廷ニ於テ原被相對シテ辯論セシ上ニテ與ヘタル裁判ヲイフ

Jugements préparatoires.

シウシウマン、プレパラトアル

本案外豫審裁判

〔本義〕「プレパラトアル」ハ「豫爲」ノノ義(ベノ部四六)

〔釋解〕ボアタル訴訟ノ取調及ヒ本訴ノ裁判ヲハカドラスル爲メニ適當ナル處置ヲ命スル裁判ヲイフ此處置ハ毫モ訴訟ノ本按ニ關涉スル所ナシ例ヘハ原被ノ間ニ證書ヲ交通スルヲ命スル裁判ノ如キ是ナリ〇「按」此ヲ「シウシウマン、ド、サンブル、エンストリクシオン」トモイフ即チ單ニ取調ニ付テノ裁判トイフノ意ナリ

Jugements interlocutoires.

シウシウマン、エンタルロキットアル

本案内豫審裁判

〔本義〕「エンタルロキットアル」ハ羅句ノ「エンタルロキ」ヨリ出ツ「エンタルロキ」ハ「エンタル」ト「ロキ」ト合成セシモノコト「エンタル」ハ「間」ノ義「ロキ」ハ「話スル」ノ義（イノ部二二）

〔釋解〕確定シテ本案ヲ裁判セスト雖モ暗ニ本案ヲ裁判スル所アル裁判ナリ然レモ裁判官ハ其本案ヲ裁判スルノ時ニ至リテハ必シモ此裁判ニ依ルニ及ハス之ヲ變シテ本案ノ裁判ヲ爲スヲ得ヘキナリ○ボアタル詞訟ノ決案ヲ知ラシメヌ又其本案ヲ裁判スルヲナシシテ其本案ノ裁判ノ何様ナルヘキヤヲ想像シテ一先

ツ裁判スル所ノ裁判チイフ例ヘハ夫ノ待遇ノ殘暴ナリト申立テ別居センヲ願フ婦アラシニ此詞訟ニ付テハ必ス大ニ趣キテ異ニスル二個ノ問題アリ故ニ此問題ニ付テハ二個ノ對辯二個ノ裁判ナカルヘカラス何ントナレハ先ツ始メニ原告ヨリ申立タル事件ハ果シテ別居ヲ許スヘキ程ノ重大ナルモノナルヤ否ヲ判決ス若シ裁判所ニ於テ其事件ハ重大ナルモノニ非スト爲スルハ訴狀ヲ却下ス其訴狀ヲ却下スルハ即チ確定ノ裁判ナリ若シ之ニ反シテ其事件重大ナルコト依テ別居ヲ言渡スヘキ程ナリト認ムルモ裁判所ニテハ尙未ダ別居ヲ命スルヲ得ス何トナレハ其事件ヲ證セサレハナリ故ニ裁判所ニテ其事實ヲ證スヘキ旨ヲ原告

シノ部

ニ命ス此裁判ハ確定ノ裁判ニ非サルナリ何トナレハ
未タ其訴訟ノ局ヲ結ハサレハナリ又此裁判ハ「ジッ
ン、ブレバトアル」ニモ非ラス是レ則チ「ジッ
タルロキットアル」ナリ何トナレハ其訴訟ノ結局ヲ
シテ本案ヲ假リニ裁判スレハナリ此裁判ニ依テ未
本案ノ論題タル夫婦別居ヲ言渡スモノニ非ラスト
モ暗ニ別居ヲ許ルスヘキヲ裁判シタルモノナリ

Jugements définitifs.

シウジツマン、デフィニナフ

確定裁判

〔本義〕「デフィニナフ」ハ確定ノ義(アノ部一五)

〔釋解〕「按」シウジツマン、デフィニナフ「ハ」シウジツマン、アウアン、フェル、ド
ロア」ニ對スルモノニシテ此「ジッジツマン、アウアン、フェル、ド

ア」ハ「ジッジツマン、プロウヱアル」(假ノ裁判ナリ)「デノ部一五」
「デフィニナフ」ノ處參看)「ジッジツマン、ブレバトアル」及ヒ「ジ
ツマン、エンテルロキットアル」ヲ總稱スルモノニシテ總
テ本案前ノ裁判チイフナリ「ジッジツマン、デフィニナフ」トハ訴
訟ヲ終リ其結局ヲ爲ス裁判チイフ然レトモ控訴上告ニ
依テ取消スヘカラサル裁判トイフノ義ニ非ラス固ヨ
リ此確定裁判ニ對シテ上告又ハ控訴ヲ爲スヲ得ヘキ
ナリ故ニ千五百「フラン」以上ノ金額ニ關スル訴訟ニ付キ
郡裁判所ノ始審ニテ與ヘタル裁判ハ確定ノ裁判ナリ
ト雖モ是レ始審裁判ナルニ依リ上訴シテ取消スヲ得
ヘシ但其確定裁判トイフハ郡裁判所限リニ結局シタ
ル裁判ノ意ナリ(ボアタルニ據ル)

〔参照〕(訴)一一六以下、

ジュラトアル

七

Juratoire.

誓約

〔本義〕羅何ノ「ジュラトリッス」ヨリ出ツ「ジュラトリッス」ハ「ジュラレ」ヨリ出ツ「ジュラレ」ハ「誓フ」ノ義

〔釋解〕誓ヲ爲スノ義ナリ

コーシオン、ジュラトアル

Caution juratoire.

誓約保證

〔本義〕「コーシオン」ハ「保證」ナリ(セノ部一五)

〔釋解〕誓ヲ以テ保證スルヲイフ

〔参照〕(民)六〇三、

ジュレ

八

Juré.

陪審人

〔本義〕「ジュレ」トイフ 劬詞ノ變シタル名詞ニシテ「ジュレ」ハ「誓ヒ」ヲ以テ神ヲ證人トスルノ義

〔釋解〕通常ノ國民ニシテ重罪裁判所ノ一個ノ人員ト爲リ罪ノ有無ヲ斷スル人ヲイフ

ジュリ

九

Juri.

陪審

〔本義〕英國ヨリ出タル語ニシテ佛ノ古ヘハ皆「ジュレ」ヲ以テ行ハレタリ今區別ヲ爲シテ陪審ノ官ヲ稱シテ「ジュリ」トイヒ其人員ヲ指シテ「ジュレ」トイフ

〔釋解〕陪審會ヲイフ此陪審會ノ陳述ヲ「ウエルジク」トイフ

〔參照〕(治)三四五、三八一以下、

10 Juridiction.

ジュリデクシオン

裁判區域

裁判權

〔本義〕「ジュリ」同シ

〔釋解〕裁判ヲ爲スノ權チイフ此語ハ專ラ裁判所ニ付テ之ヲ用フルルニハ共裁判所ノ權チ行フヘキ區域及ヒ其管轄スヘキ事件ノ性質チイヒ又直チニ裁判所チモイフ

Degrés de juridiction. ドグレ、ド、ジュリデクシオン

裁判權ノ等級

〔本義〕「ド」シレ「ヤ」等級「ナリ」(テノ部一七)「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕次第チ履ミ訴ヲ爲スチ得ヘキ各種ノ裁判所チイ

11 Jurisconsulte.

ジュリスコンシット

法律博士

〔本義〕羅甸ノ「ジュリス」コンシット「ナツ」ヨリ出ツ「ヂュリ」コンシット「ナツ」ハ「ジュ」ト「コンシット」ト合成セシモノニテ「ジュ」スハ「法」ナリ「コンシット」ハ「己」レノ考ヘチ與フル「ノ」義〔釋解〕法律學ニ身チ委テ而シテ法律チ教示スルチ業トスル人チイフ

ジュリスプリウダンス

法學

裁判慣例

111 Jurisprudence.

〔本義〕羅甸ノ「ジュリ」コンシット「プリウダ」ヨリ出ツ「ジュリ」コンシット「プリウ」

「ノ」部

ダンシアハ「ジャスト」ト「プリッダ」ト合成セシモノニテ「ジャス」ハ「法」ナリ「プリッダ」ハ「知」ナリ○「ジャリス」プリッダ「ジャス」ハ即チ「法」ヲ知ル「プリ」ノ意又「法律學」チイヒ又「法」ノ要領ノ集リ「チイ」ヒ又「裁判所」ニテ常行スル所ノ慣例「チイ」フ○「リ」トレ各事件ニ付テ人ノ遵奉スヘキ法律ノ要領ノ集リ「チイ」フ又「裁判所」ニテ常ニ裁判スル仕方即チ「裁判」ノ例格「チイ」フ

〔釋解〕法律學ナリ

Jurisprudence des arrêts.

判決錄

〔本義〕「デ」ハ「ノ」ナリ「アレ」ハ「判決」ナリ（アノ部七九（口音）「デ、アレ」ハ「デザレ」）

シウリスプリッダンス、デアレ

〔釋解〕疑惑スヘキ事ニ付テ法學上論議チ一定セシムル爲メ相符合シタル判決ヲ集メタルモノナリ

儒士氏司 入致 囁

正理 裁判所

〔本義〕羅甸ノ「ジャスタシア」ヨリ出ツ「ジャスタシア」ハ「方正」ナリ

〔釋解〕法ニ符合スルチイヒ又直チニ「裁判所」ヲモイフ「裁判所」ニ付テ之チイヘハ即チ「ジャスタス、シウ」ル「民事裁判所」「ジャスタス、シリ」ミ「刑事裁判所」ノ如キ是ナリ

エルノ部

沖積地

Lais.

〔本義〕「レ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ其本羅句
 ノ「ラキサレ」ヨリ出ツ「ラキサレ」ハ本ト「廣ム」ノ義此意ヨ
 リシテ「離ル」又「束縛」セラレヌノ義ト爲ル今「レ」ハ斬伐ノ
 時其生長ヲ爲サシムルタメ殘シ置キタル稚樹ヲイフ
 又法律語ニテハ河海ノ水勢ニテ自然ニ生シタル地ヲ
 イフ然レモ大抵唯「レ」ト單稱シテ常ニ「ル」ヲ加ヘ
 「レ、エ、ル」トイフ「ル」ハ「ル」セヨリ出テタル名詞ニシ
 テ本ト「在留スル」ノ義今河海ノ水落テ土出ツル所ノ地
 面ヲ「ル」トイフ即チ「干潟」ノコナリ

〔釋解〕川又ハ海ノ水勢ニ因リテ出來タル「アリッウイオン」〔漸積地ナリアノ部五四〕「アタリスマン」〔漸積地ナリアノ部九〇〕ナリ且ツ川又ハ海ノ中ニ干潟ヲ成シタルモノヲ「レ」トイフ

〔參照〕〔民〕五三八、五五六、五五七、

11
Iagalisation.

列噶里薩孫 來存 諭
認確

〔本義〕「レガ」トイフ形容詞ノ變シタル名詞ニシテ「レガ」ハ羅甸ノ「レガリス」ヨリ出ツ「レガリス」ハ「法」ニ適合スルノ義今「レガ」リザシオン「ハ」法ニ適當シタリト官吏ノ證明スル事ヲイフ
〔釋解〕公ケノ官吏ノ調印ノ真正ナルヲ保シテ保證スル事ヲ

イフ

〔參照〕〔民〕四五、

12
Légataire.

レガテル
受遺囑者

〔本義〕「レゲ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ其本羅甸ノ「レガレ」ヨリ出ツ「レガレ」ハ「遺囑」ニテ物ヲ與フル「レ」ヲイフ

〔釋解〕相續財産中ノ一部即チ遺囑物ヲ取ラシムルため遺囑者ノ名指シタル所ノ人ヲイフ

Légataire universel.

全部受遺囑者

〔本義〕「ユニヴェルセル」ハ羅甸ノ「ユニヴェルシッス」ヨリ出ツ「ユ

エルノ部

ニウエルシツス」ハ「總體」ノ義

〔釋解〕「按」レ、ユニウエルセル」ヲ受クル人チイフ「レ、ユニウエルセル」ハ遺囑者其死後ニ遺ス所ノ財産ノ全部ヲ盡シ遺囑スルコトイフ

Légataire à titre universel.

レガテル、ア、ナトル、ユニウエルセル
一部、受遺囑者

〔本義〕「ア」ハ「ユ」ナリ「ナトル」ハ「名目」ノ義「ユニウエルセル」ハ前ニ見ユ

〔釋解〕「按」レ、ア、ナトル、ユニウエルセル」ヲ受クル人チイフ「レ、ア、ナトル、ユニウエルセル」トハ例ヘハ遺囑者ノ不動産ノ半部又ハ三分之一又ハ其全部又ハ動産ノ全部又ハ動産ノ不動産ノ幾部ノ如キ法ニテ遺囑者ニ處置スルヲ許ル

シタル所ノ財産ノ部分ヲ遺囑スル事チイフ

Légataire à titre particulier.

レガテル、ア、ナトル、バルナキツリエ
別段、受遺囑者

〔本義〕「ア」ト「ナトル」ハ前ニ見ユ「バルナキツリエ」ハ「別段」ノ義
〔釋解〕「按」レ、ア、ナトル、バルナキツリエ」ヲ受クル人チイフ「レ、ア、ナトル、バルナキツリエ」トハ定リタル金額又ハ一個若クハ數箇ノ定リタル物件ヲ遺囑スル事チイフ
〔參照〕「レ」本部七

四

Légitimation.

レガテイマシオン
列治氏末孫
認爲正子
レトモン
禮瑞
レン
噫

〔本義〕「レ」シナム」トイフ形容詞ノ變シタル名詞ニシテ「レシナム」ハ羅甸ノ「レ」シナム」ス」ヨリ出ツ「レ」シナム」ハ「法

ノ性質アルノ義又此名詞ニテ「レシヤマシオン」トイヘ
ハ「法ノ性質ヲ與ヘル」ノ意ニテ即チ「法ノ性質ノ如ク正
シスル」ノイヒナリ

〔釋解〕私生ノ子ニ正統ノ面目ヲ與フルコトイフ尤モ「レ
シヤマシオン」ハ其子ノ父母正シキ婚姻ヲ爲スニ非サ
レハ之ヲ爲ス能ハス

〔參照〕民三三一以下、九六二、

五

Legitime.

列治氏木

列町

吟

存留

正出ノ

正當ノ

〔本義〕「レシヤマシオン」ニ同シ

六

Legitime.

〔釋解〕正統ノ子ノクメニ法ニ定メタル「レゼルウ」(存留ナ
リ)ニルノ部五ナリ○「パシヤ」レシヤムハ古昔ノ語ニシ
テ方今ハ之ヲ「レゼルウ」レガルトイフ○「按此語形容詞
ニ用フルキハ「法ニ符合シテ正シキ」ノ義ナリ即チ「アシ
ン」レシヤム又ハ「レシヤム」デフアンストイフ時ノ如キ
是レナリ

〔參照〕エルノ部三六「レゼルウ」レガルノ所ニ見ユ、正當ノ
子ハ(民)三一以下、正當防禦ハ(刑)三二八、三二九、

列治氏彌太

列迷

驟

正出

〔本義〕「レシヤマシオン」ニ同シ

〔釋解〕正統ノ子ノ地位チイフ

〔参照〕エノ部一八「アンファン」ノ處ニ見ユ

七

Legs.

遺囑物

〔本義〕「レゲトイフ」勸詞ノ變シタル名詞、コシテ「レゲ」ハ「遺囑スル」ノ義「レ」ハ「遺囑ニ依リテ與ヘラレタル物」チイフ

〔釋解〕遺囑中ニ含ミテアル總テノ物チイフ

〔参照〕(民)一〇〇二、全部遺囑物ハ(民)一〇〇三以下、一部遺囑物ハ(民)一〇一〇以下、別段遺囑物ハ(民)一〇一四以下、失踪ハ(民)一二三、負債及義務ハ(民)八七一、持寄ハ(民)八五七、財産分割ハ(民)二一一、會社ハ(民)一八三七、

八

Liçitation.

共同物賣却

里西益孫

里頓

隣

九

Ligne.

〔本義〕羅旬ノ「リシタシオチム」ヨリ出ツ「リシタシオチム」ハ本ト「拍賣ニテ賣拂フ」ノ意今「リシタシオン」ハ「共同所有者中ニテ未ダ分配セサル物ヲ拍賣ニテ賣拂フ」ノ意ニ慣用ス

〔釋解〕數人協同ニテ所持セルモノヲ賣却スルチイフ

〔参照〕(民)一六八六以下、相続人ノ間ニ付テハ(民)八二二、八二六以下、八八三、二一〇三ノ三項、二一〇九、二二〇五、(訴)九五三、九五四、九七〇以下、幼者ノ財産ハ(民)四五七以下、受禁者ニ付テハ(民)五〇九、

リギツ

系

線

エルノ部

行

〔本義〕羅甸ノ「リノム」ヨリ出ツ「リノム」ハ「麻糸」ナリ

〔釋解〕家屬ノ身分タイフ〇センボ子此語ハ線又ハ行次
タイフ又親族ノ順序ノ續合チモイフ

リギウ、パテル子ル

Ligne paternelle.

父系

〔本義〕「パテル子ル」ハ「父方」チイフ即チ「パテル」ニテ「ノ形容

詞」ナリ「パテル」ニテ「ハ」ハ「部一八

〔釋解〕按「父方」ノ親族ノ續キナリ

リギウ、マテル子ル

Ligne maternelle.

母系

〔本義〕「マテル子ル」ハ「母方」チイフ即チ「マテル」ニテ「ノ形容

詞」ナリ(エムノ部六)

〔釋解〕按「母方」ノ親族ノ續キナリ

リギウ、アサンダント

Ligne ascendante.

尊屬系

〔本義〕「アサンダント」ハ「アサンダント」ニ同シ即チ尊屬ナリ

今此ニテハ形容詞ニ用フルモノナリ(アノ部八二)

〔釋解〕按「尊屬親」ノ續キナリ

リギウ、デサンダント

Ligne descendante.

卑屬系

〔本義〕「デサンダント」ハ「デサンダント」ニ同シ即チ卑屬ナリ

今此ニテハ形容詞ニ用フルモノナリ(デノ部三五)

〔釋解〕按「卑屬親」ノ續キナリ

Ligne directe.

リギツ、ダレクト
宗系

〔本義〕「ギレクト」ハ「直接」ノ意ナリ

〔釋解〕ハシツレ父ヨリ子、子ヨリ孫ノ如ク一人ヨリ一人ノ生レ來ル所ノ親族ノ續キナリ

リギツ、コラテラル

Ligne collatéral.

傍系

〔本義〕「コラテラル」ハ「傍支」ノ意(セノ部三三)

〔釋解〕ハシツレ兄弟姉妹從兄弟叔父母甥姪ノ如キ一人ヨリ一人ノ生レ來ルニ非ラスト雖モ其宗ヲ同クスル所ノ親族ノ續キ合ナリ

〔參照〕宗系傍系ハ(民七三三以下、

Liquidation.

リキダシオン

精算

〔本義〕「リキダ」トイフ働詞ノ變ニタル名詞ニシテ其本羅句ノ「リキツイダス」ヨリ出ツ「リキツイダス」ハ「銘解」スル又「洞明ナル」ノ義由テ事ノ「精細明白ナル」ノ意ニ取り商賈及ヒ法律ノ語ニテハ「貸借ノ勘定ヲ精細明白ニスル」トイフ

〔釋解〕勘定ノ調へ濟ミタイフ

リキド

Liquide.

精算濟

〔本義〕形容詞ナリ本義「リキダシオン」ニ同シ

〔釋解〕勘定ニ付テ最早爭論ノ起ルマシキ「タイプ」〇バ

シツレ此語ハ「チト」又ハ「クレル」ト同義ニシテ負債又ハ貸金ニ付テ用フ○「按」チト「クレル」共ニ判然明瞭ナルノ意ナリ即チ決算分明ニシテ異議ナカルヘキ負債貸金チイフナリ

〔参照〕決算ニ就キ費用ハ(訴)一八五、五四三、賠償ハ(訴)一二八、五二三、收買ハ(訴)五二六、分散人ノ家財ハ(民)五六五以下、精算濟ハ(民)二二一三、(訴)五五一、五五九、抵填ハ(民)一二九一、

11 Litige.

リチシウ

詞訟

Litigieux.

リチシウ

詞訟ノ

11

Litispendance.

詞訟並存

〔本義〕「リチシウ」ハ羅句ノ「リチガレ」ヨリ出ツ「リチガレ」ハ「争訟スル」ノ義「リチシウ」ハ其形容詞ナリ
〔釋解〕「コンテスタシオン」(争論)ノ部七九「テロセ」(争訟)ノ部五八ナリ又「リチシウ」ハ「コンテスタシオン」ニナリテ居ルノ義

〔参照〕(民)一六九九、一七〇〇、一七〇一、一五九七、

リチスパンダンス

詞訟並存

〔本義〕羅句語ノ「リチス」ト「パンデレ」ト合成シシモノニテ「リチス」ハ「詞訟」ナリ「パンデレ」ハ「掛リテアル」ノ義由テ昔佛語ニ裁判所ニ於テ方サニ争訟ニ掛リテアル時間チ「リチスパンダンス」トイヘリ

ニルノ部

〔釋解〕原被雙方ヨリ一個ノ事件ヲ甲ノ裁判所へ訴へ又
共同事件ヲ同原被人ニテ乙ノ裁判所へ訴へテ一時ニ
二個ノ訴ノ存在スルヲナイフ

〔參照〕(訴)一七一、三六三、

ロア

法律

〔本義〕羅甸ノ「レセム」ヨリ出ツ「レセム」ハ「リガレ」ヨリ出ツ
「リガレ」ハ「結フ」ノ義然レ音義ニ於テ「リガレ」ノ「レセム」ニ
轉スル理ナシ蓋シ出處詳カナラス
〔釋解〕總テノ國民ニ普通ノ規則トシテ將來ニ用達タ、
シメ及ヒ人民ノ義務權利ノ限リヲ定ムルタメ或ル式
ヲ以テ假設シ布告シタル條規ヲイフ

一三
Loi.

〔參照〕法ヲ立ルコトハ(憲)四、八、三九、其効力ハ(民)一以下、約束
ハ(民)一一三四、

ロ

分額

一四
Lot.

〔本義〕日耳曼語ノ「ロズ」ヨリ出ツ「ロズ」ハ「分ケ前へ」ノ義
〔釋解〕分配中ニ於テ共同者各自ノ取分ヲイフ
〔參照〕丁年者ノ財産ニ付テハ(民)八二四以下、幼者及ヒ受
禁者ハ(民)四六六、五〇九、組立及ヒ探圖ハ(訴)九六九以下、
保證ハ(民)八八三以下、特權ハ(民)二一〇三ノ三項、二一〇
九、

ルーアジツ

賃貸

一五
Louage.

エルノ部

六七七

〔本義〕「ルーニ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「ルーニ」ハ羅句ノ「ロカレ」ヨリ出ツ「ロカレ」ハ「賃貸スル」ノ義
〔釋解〕物件ニ付テイヘハ一方ノ者ヨリ他ノ一方ノ者ヘ
或ル時間或ル價ニテ一箇ノ物ヲ享用セシムル所ノ契
約ヲイヒ又事ニ付テイヘハ一方ノ者ヨリ他ノ一方ノ
者ノ爲メニ或ル價ニテ或ル事ヲサント承諾スル所
ノ契約ヲイフ

〔參照〕(民)一七〇八以下、物ニ付テハ(民)一七一三以下、控訴
ハ(訴)四六四、取上ケハ(民)二二一二、婚姻セシ婦女ハ(民)一
四二八以下、民法上ノ收買ハ(民)五八四、一一五五、幼者及
ヒ受禁者ハ(民)四五〇、五〇九、後見ヲ免レタル幼者ハ(民)
四八一、時效ハ(民)二二七七、特權ハ(民)二一〇二、買戻ハ(民)

一六七三、不動産拿住ハ(訴)六八四、收買ハ(民)五九五、

ロアイオー、クー

一六

Loyaux costs.

正當入費

〔本義〕「ロアイオー」ハ「ロアイアル」トイフ形容詞ノ複稱ナ
リ其本羅句ノ「レガリス」ヨリ出ツ「レガリス」ハ「法ニ符合
スル」ノ義「クー」ハ「クー」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニ
シテ其本羅句ノ「コンスタレ」ヨリ出ツ「コンスタレ」ハ「正
當入費」ノ義(セノ部九六)
〔釋解〕セノ部九六ノ所ニ見ユ

ロアイエ

一七

Loyer.

賃貸
賃賃

〔本義〕羅旬ノ「ロガリオム」ヨリ出ツ「ロガリオム」ハ「居所ノ價」ノ義

〔釋解〕仕事或ハ用達ノ賃貸チイフ又賃貸ノ代價チモイフ

バイ、ア、ロアイエ

Bail à loyer.

家屋ノ賃貸

〔本義〕「バイ」ハ「賃貸」ナリ（ベノ部一）「ア」ハ「ニ」ナリ

〔釋解〕家屋及ヒ家具ノ賃貸ナリ（ベノ部一）

〔參照〕（民）一七一—、家屋賃貸ハ（民）一七〇八以下、一七五二以下、

エムノ部

Maire.

メル

邑長

〔本義〕羅旬ノ「マシタル」ヨリ出ツ「マシタル」ハ「最大」ノ義「メロヴァンザアン」〔佛國古昔ノ王家ノ名〕ノ代ニテハ之ヲ名詞ニ用非「家政」ヲ掌トル長チイヒ其後「王家ノ家政」ヲ掌トル重役チイヒ今ハ「都府又ハ邑里ノ重役」チイフ
〔釋解〕邑ノ名代人ト爲リ邑ヲ支配スルコトニ任セラレタル邑ノ役人チイフ

〔參照〕司法警察官吏ニ付テハ（道）一一以下、裁判官ニ付テハ（道）一六六以下、

Majorité.

マシオリテ

エムノ部

丁年

マシジュール

Majeur.

丁年者

〔本義〕羅句ノ「マシオル」ヨリ出ツ「マシオル」ハ「最大」ノ義

〔釋解〕「マシオリテ」ハ義務ヲ負ヒ約束ヲ爲スニ堪ユル人ノ
年齢ヲイフ「マシール」ハ「恰モ此年齢ニ達シタル所」ノ人
ヲイフ

〔參照〕(民)四八八、禁止ハ(民)四八九、損亡ハ(民)一三一三、婚姻
ハ(民)一四八、父ノ權ハ(民)三七一、三七二、後見人ハ(民)四七
一、四七二、四七五、

・ マンダ

令狀

Mandat.

三

代理

マンダン

Mandant.

委託者

マンダテル

Mandataire.

受託者

〔本義〕「マンデ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ其本羅
句ノ「マンダレ」ヨリ出ツ「マンダレ」ハ「命令スル」ノ義「マン
ダン」「マンダテル」モ共ニ「マンダ」ヨリ出テタルモノナリ
〔釋解〕甲ヨリ乙へ自己ノタメ自己ノ名ニテ或ル事ヲ爲
ス「ノ權又世話ヲ委託スル」ヲイフ而「之ヲ託スル
人ヲ「マンダン」トイヒ之ヲ受クル人ヲ「マンダテル」トイ
フ然レ商法ノ事柄ニ付テハ「マンダ」ハ爲換切手ヲイフ

エムノ部

六八三

Mandat judiciaire.

マンダ、ジッヂシエール

裁判上令狀

〔本義〕「ジッヂシエール」ハ「裁判上」ノ意

〔釋解〕裁判所ノ名ヲ以テスル命令ナリ○「バシッレ」之ヲ發スル權アル法官ヨリ出シ使吏又ハ公ケノ力ヲ以テ傳フル命令狀ナリ其種類四個アリ下ニ見ユ

Mandat de comparition.

マンダ、ド、ユンパリッシオン

召喚狀

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「コンパリッシオン」ハ「出頭スル」ノ意

〔釋解〕「バシッレ」其管轄ノ法官ノ名ニテ發スル呼出狀ナリ此呼出狀ハ被告人住所ヲ有シ且ツ懲治刑ニ處セラルヘキトキ發スルモノナリ

Mandat d'amener.

マンダ、ド、アムチ

拘引狀

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「アムチ」ハ「誘ヒ導ク」ノ義

〔釋解〕「バシッレ」懲治刑ヲ以テ罰セラルヘキ被告人ニシテ召喚狀ニ由テ出頭セサル者ニ對シ若クハ施體加辱ノ刑ニ處セラルヘキ被告人ニ對シ若クハ出頭スルヲ拒ム證人ニ對シテ發スル命令狀ナリ(口音)「ド、アムチ」ハ「ダムチ」

Mandat de dépôt.

マンダ、ド、デポ

拘留狀

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「デポ」ハ「預ケ置ク」ノ義(デノ部三二)〔釋解〕被告人ヲ假リニ「メゾン、ダレ」即チ拘留場ニ送ク

ル令狀ナリ豫審裁判官ハ檢事ノ意見ヲ聞キタル上ニ
テ此拘留ヲ免スルヲ得

Mandat d'arret.

マング、ド、アレー

收監狀

〔本義〕「ド」ハ「ナリ」アレー」ハ止ムル事ノ義

〔釋解〕ハシツレ懲治禁錮若クハ施體加辱ノ刑ニ處ヒラル
ヘキ被告人ニ付キ檢事ノ意見ヲ聞キタル上ニテ發ス
ル逮捕ノ令狀ナリ(口書)「ド、アレー」ハ「ダレー」

〔參照〕代理ハ(民)一九八四以下、名代人ノ義務ハ(民)一九九
一以下、名代ヲ託スル人ノ義務ハ(民)一九九八以下、競賣
ハ(民)一五九六、隨意ノ名代ハ(民)一三七二、勘定ハ(訴)五二
七以下、裁判上ノ命令ハ(治)四〇、六一、召喚狀拘留狀等ハ

(治)九一以下、

四

Mandement.

漫杜蠻 沫袒 嘯
命令法式書

〔本義〕「マング」ニ同シ

〔釋解〕公正ノ書付或ハ裁判所ノ書付ノ執行ヲ確實ニス
ルヲメ執行權ヲ有スル官吏ノ記シタル方式書ナリ

〔參照〕(訴)一四六、

五

Marriage.

マリアシツ
婚姻

〔本義〕羅甸ノ「マリナツス」ヨリ出ツ「マリナツス」ハ「マリリス」ヨリ
出ツ「マリリス」ハ雌雄ノ「雄」ノ義即チ婚姻シテ男女相偶シ
タル「夫」ノ方チイフ由テ人ノ夫ト爲ルヲ「マリアシツ」ト

エムノ部

イフ
〔釋解〕男女ノ正シキ會合ナリ○ムーロン男女互ニ相愛
シテ眞實ヲ守リ悲歡ヲ共ニセンコトヲ正式ヲ以テ許ル
ス所ノ契約ヲイフ

コントラ、ド、マリアシッ

Contrat de mariage.

婚姻契約夫婦財産契約

〔本義〕「コントラ」ハ「契約」ナリ（セノ部八三）、「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕婚姻ノ民法上ノ要件ヲ規定シテ匹偶者何等ノ方
法ニテ婚姻セント欲スルヤヲ定ムル契約ヲイフ

アクト、ド、マリアシッ

Acte de mariage.

婚姻ノ證書

〔本義〕「アクト」ハ「證書」ナリ（アノ部二七）、「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕法式ニ從ヒテ婚姻ヲ行ヒタルコトヲ證明スル民法
上ノ身分證書ナリ

〔參照〕婚姻ノ條件ハ（民）一四四以下、法式ハ（民）一六五以下、
故障ハ（民）一七二以下、取消ハ（民）一八〇以下、義務ハ（民）二
〇三以下、權利及職分ハ（民）二一二以下、解止ハ（民）二二七、
再婚ハ（民）二二八、失踪ハ（民）一三九、養子ハ（民）三四八、子ノ
財産ハ（民）三八四、三八九、贈遺ハ（民）九五九、正當ノ子ハ（民）
三一二、私生ノ子ハ（民）三三一、公認ハ（民）三三七、誘拐ハ（刑）
三五七、法律上ノ書入ハ（民）二一三五、幼者ハ（民）四七六、五
一一、准死ハ（民）二二五、時效ハ（民）二二五三以下、刑事ニ付テ
ハ（刑）一九三ヨリ一九五マテ、三四〇、婚姻ノ書付ハ（民）六
三以下、（刑）一九九以下、婚姻ノ契約ハ（民）一三八七以下、商

人ニ付テハ(商)六七以下、分散ハ(商)五六四、書入質ハ(民)二
一四〇、幼者ハ(民)一三〇九、未來ノ相續ハ(民)七九一、

マテルニテ

Maternité.

母縁

〔本義〕羅句ノ「マテル」ニテ「ヨリ出ツ」「マテル」ニテ「ハ」「マテル」
ヨリ出ツ「マテル」ハ「母」ナリ今「マテル」ニテ「トイヘハ」「母」
ル地位「ナイ」フ

〔釋解〕子ト母トノ關係「ナイ」フ此「マテル」ニテ「ハ」證據ノ端
緒タルヘキ書類アルトキハ之ヲ穿鑿スルコトヲ許ス

〔參照〕穿鑿ハ(民)三四一以下、公認ハ(民)三三五、

マチエル、ソメル

Matières sommaires.

簡略事件

〔本義〕「マチエル」ハ羅句ノ「マテリア」ヨリ出ツ「マテリア」ハ
梵語ノ「マトラム」ヨリ出ツ「マトラム」ハ「尺度」ナリ又「物」ナ
リ蓋シ「マトラム」ノ「マ」ハ「手」ナリ其意「手」ヲ以テ拵ヘ「手」
以テ爲スノ謂ヒコト物ヲ衡カリ又「物」ヲ拵ヘルノ意味
ヨリ來レリ今「マチエル」トイヘハ人ノ五官ニ感シテ容
アリテ體アルモノヲ總稱シ「ナイ」フ又訴訟ノ語ニテハ
「事件」ト云フ場合ニ之ヲ用非ル「ソメル」ハ「簡略」ノ義(エス
ノ部一六)

〔釋解〕訴訟手續平常ノ式ヲ經スシテ裁判ヲ受クヘキ急
速ノ事件「ナイ」フ

〔參照〕(訴)四〇四以下、四六三、五四三、

Memble.

ムール

エムノ部

動産

〔本義〕繼嗣ノ「モビリス」ヨリ出ツ「モビリス」ハ「モベレ」ヨリ出ツ「モベレ」ハ「動ク」ノ義即チ「モビリス」ハ「動カス」ヲ得ル物ノ意

〔釋解〕動カシテ他へ移轉スヘキ總テノ物チイフ財産ハ其性質ニ由リ動産ニ屬スルモノアリ又法律ノ定メニ由リテ動産ト爲ルモノアリ又或ハ法律ノ定メニ由リテ動産ガ不動産トナルヲモアリ

Membres meubles.

什具

〔本義〕「ムーブラン」モ亦「ムーブル」ニ同シ「動ク」ヘキ物「チイフ」

〔釋解〕居室内ノ用具及ヒ裝飾ニ用ヰル一切ノ財産チイフ

〔参照〕(民)五一六、五二〇ヨリ五二一迄、五二七以下、什具ハ(民)五三四、五三五、動産ノ訴ハ(民)一四二八、(訴)二、動産ハ(民)五三五、(訴)五七八、動産拿住ノ處ニ見ユ、幼者受禁者ノ動産賣却ハ(民)四五二、五〇九、拿住財産ハ(訴)六一七以下、相続財産ハ(民)八二六、(訴)九四五以下、

ムールトル

九

Meurtre.

故殺

〔本義〕本ト日耳曼ヨリ來リシモノニシテ亞耳曼ニテ「モルド」トイヒ又英國ニテ「ミルデル」トイフ其本原梵語ノ「マル」ヨリ出ツ「マル」ハ「殺ス」ノ義今「ムールトル」ハ凶暴チ

ニムノ部

六九三

以テ犯シタル「オミシド」(殺害ナリアシ「部三」)チイフ
〔釋解〕随意ニ犯シタル「オミシド」即チ「殺害」チイフ
〔參照〕(刑)二九五、二九六、二九九ヨリ三〇一迄、三〇四、宥恕
ハ(刑)三二一、三二四、

Minor.

ミヌール

幼者

ミノリテ

Minorité.

幼年

〔本義〕「ミヌール」ハ羅句ノ「ミノレム」ヨリ出ツ「ミノレム」ハ
「最小」ノ義〇「ミノリテ」ノ本義亦同シ
〔釋解〕總テ丁年ニ至ラサル人チイフ又「ミノリテ」ハ幼者
ノ有様ナリ

Minor émancipé.

ミヌールエマンシペ

後見免除幼者

〔本義〕「エマンシペ」ハ「エマンシペ」トイフ働詞ノ過去分詞
ニシテ「エマンシペ」ハ「後見ヲ免カレタル」ノ意ニシテ「エ
マンシバシオン」(エノ部一〇)ニ同シ
〔釋解〕後見ヲ免レタル幼者チイフ
〔參照〕(民)三八八、婚姻ニ管シテハ(民)一四八、二二四、四七六、
一〇九五、一三九八、二二〇八、義務ニ付テハ(民)一一二四、
一一二五、一三〇四以下、幼者ノ財産及ヒ其支配ハ(民)三
八九、三九〇、四五〇以下、二〇四五、贈遺及ヒ遺囑ハ(民)四六
三、九〇三以下、書入ハ(民)二二五二、二二七八、相續及ヒ分
配ハ(民)四六一以下、七七六、八一七以下、八三九、一六八七、

エムノ部

六九五

控訴ハ(訴)四四四、共通ハ(民)一四四二、親族會議ハ(民)四四二、身體脅迫ハ(民)二〇六四、住處ハ(民)一〇八、取上ハ(民)二二〇六、二二〇七、爲換手形ハ(商)一一四、訴訟消滅ハ(訴)三九八、買戻ハ(民)一六六三、敬慎願書ハ(訴)四八一、四八四、封印ハ(訴)九一〇、九一一、九二九、賣却ハ(民)一六七六、刑事ニ付テハ(治)七九、三四〇、

ミニステル、ピップリク

Ministère public.

檢察官

〔本義〕「ミニステル」ハ羅句ノ「ミニステリオム」ヨリ出ツ「ミニステリオム」ハ「手仕事」ナリ今「ミニステル」ハ「役目」又「職務」ナイ「ピップリク」ハ羅句ノ「ピップリキッス」ヨリ出ツ「ピップリキッス」ハ本ト「人民」ノ義後「人民」一般ニ管係スルノ義

Minute

トス

〔釋解〕總テ社會ニ管スル事件ニ付テ社會ノ代理ヲ爲シ重罪輕罪ニ付テ其訴ヲ爲シ法律ノ擬抵執行ニ付テ其申立ヲ爲スタメニ各裁判所ニ置ク法官チイフ

〔參照〕司法警察ハ(治)二二以下、違警罪裁判ハ(治)一四四以下、懲治裁判ハ(治)一八二以下、重罪裁判ハ(治)二七一以下、ミニット

細字本書

〔本義〕羅句ノ「ミニッタ」ヨリ出ツ「ミニッタ」ハ「細小」ノ義今法律語ニ用キル「ミニッタ」ハ羅句ノ「ミニッタ、スクリプヤッタ」ヨリ出ツ「ミニッタ、スクリプヤッタ」ハ「細小」ノ文字ニテ記シタル書付ナリ

エムノ部

〔釋解〕通常細字ニテ記スル書付ノ本書ニシテ太字副書
〔クロス〕セノ部一一ニ對スルモノナリ

〔參照〕民二〇六〇ノ六項、

ミズ、アン、アキツザシオン

1111 Mise en accusation.

付公訴

〔本義〕「ミズ」ハ「メトル」トイフ働詞ノ過去分詞ナリ「メトル」
ハ「置ク」ノ義「アン」ハ「於」ナリ「アキツザシオン」ハ「公訴」ナリ（ア
ノ部一九）

〔釋解〕ダローズ重罪ニ付テ訴ヘラレタル被告人ヲ重罪
裁判所ニ交付スルヲチイフ即チ控訴院重罪取調局ニ
テ下調ヲ爲シタル被告人ニ其重罪ヲ犯シタル旨ヲ告
ケ且ツ此被告人ヲ重罪裁判所ニ送付スルヲナリ

Mise en cause.

ミズ、アン、ユーズ

付訴訟

〔本義〕「アン」ハ「於」ナリ「コーズ」ハ「事件」又「訴訟」ノ意（セノ部一
四）

〔釋解〕按一訴訟アランニ外人ヲ訟庭ニ呼出シ其訴訟ニ
干涉セシムルヲチイフ此外人ハ其訴訟ニ關係アルヲ
以テ本入ト同シク裁判スルカ爲ナリ（ダローズニ據ル）

ミズ、アン、ドムール

Mise en demeure.

付遲滯

〔本義〕「アン」ハ「於」ナリ「ドムール」ハ「居所」ノ義（テノ部二四）
〔釋解〕テノ部二四「ドムール」ノ處ニ見ユ

ミズ、アン、ジツジツマン

Mise en jugement.

エムノ部

付裁判

〔本義〕「アン」ハ「於」ナリ「ジツジツマン」ハ「裁判」ナリ（シノ部六）

〔釋解〕按「被告人」ヲ裁判ニ付スル「コト」チ「イフ」行政官吏若クハ司法官吏ノ罪ヲ犯スモノアルトキ之ヲ裁判所ニ訴フル「コト」用ヰル

ミズ、アン、ポセシオン

Mise en possession.

付占有

〔本義〕「アン」ハ「於」ナリ「ポセシオン」ハ「占有」ナリ（セノ部三三）

〔釋解〕占有セシムル「コト」チ「イフ」

ミス、ケク

一四 Mistique.

隠密方

〔本義〕希臘ノ「ミステス」ヨリ出ツ「ミステス」ハ「秘密」ノ義

〔釋解〕「隠密」ノノ義「テスタマン」、ミス、ケク「ハ」隠密ノ遺囑ナ

リ「テ」ノ部五、「テスタマン」ノ所ニ見ユ

〔参照〕遺囑ハ（民）九六九、九七六以下、一〇〇七、一〇〇八、

彌多牙 咽奴太 買泥 啖

共保

一五 Mitoyenneté.

〔本義〕「ミトアイアン」ト「イフ」形容詞ヨリ出タル名詞ニシ

テ其本ト羅甸ノ「メシエタス」ヨリ出ツ「メシエタス」ハ「半」ノ義「ミトアイアン」ハ「二物」ノ間「ノ」義

〔釋解〕甲ト乙トノ所有地ノ經界ヲ爲ス壁若クハ土手等

ニ付甲乙雙方ノ共有スル所有權チ「イフ」

〔参照〕（民）六五一以下、六五三以下、六七五以下、

Mixte.

ミクス、ト

一六

ヒムノ部

201

混同^ヲ

アクシオン、ミクスト

混同^ヲ訴權

Action mixte.

〔本義〕羅句ノ「ミキスチス」ヨリ出ツ「ミクスト」ハ「混交」ノ義

〔釋解〕リトレ性質ノ異ナル數種ノ物ヨリ組織セルノ義又性質ノ異ナル物彼此入り交ルノ義○「アクシオン、ミクスト」ハ「ア」ノ部二九ニ見ユ

〔參照〕〔訴五九、條件ハ（民）一一七一、

モビリエ

動産

Mobilier.

〔本義〕「ムーブル」ニ同シ（本部八）

一七

〔釋解〕法ニテ「ムーブル」〔動産〕ト見做シタル一切ノ物チイフ「エフエ、モビリエ」モ亦同シ（エノ部四「エフエ」ノ處ニ見ユ）

〔參照〕（民）五三五、

モラトアル

遲滯^ヲ

Moratoire.

一八

〔本義〕羅句ノ「モラリ」ヨリ出ツ「モラリ」ハ「遅延スル」ノ義

モル

死

Mort.

一九

〔本義〕羅句ノ「モルチス」ヨリ出ツ「モルチス」ハ「死」ナリ

エムノ部

七〇三

二一〇見ユ

〔参照〕刑七ノ一項、一二以下、二七、共通ハ(民)一四二四以下、一四四一以下、一四六二、附託ハ(民)一九三九、代理ハ(民)二〇〇三、婚姻ハ(民)二二七ノ二項、三九〇、先取ハ(民)一五一七、畢生年金ハ(民)一九八二、代理ハ(民)七四四、會社ハ(民)一八六五ノ四項、相續ハ(民)七一八、七一八、七一九、七二五ノ三項、收實ハ(民)六一七、暴死ハ(民)八一、(遺)四四、

110

Mort civile.

モル
磨律西徵立 摩秀 驟
准死

〔本義〕「モル」ハ本部一九ニ見ユ、「シヴィル」ハ「民事」ノノ意
〔釋解〕刑法ノ處分ニテ民權ヲ奪ハレタル人ノ身分ナイ
フ

111

Mortuaire.

モル
モルナツエル
死去ヲ

ドミシル、モルナツエル

死去住所

Domicile mortuaire.

〔本義〕「モル」ニ同シ(本部一九)

〔釋解〕リトレ死人ニ關スルノ義〇「ドミシル、モルナツエル」トイヘハ死者臨終ノ際住居セシ住所ナイフ此住所ハ相續開始ノ場所ナリ

〔参照〕(民)一一〇、(訴)五九、四四七、

111

Mo if.

モナフ
趣意

エムノ部

〔本義〕羅句ノ「モトム」ヨリ出ツ「モトム」ハ「動ク」ノ義本ト形容詞ニテ「動ク」權ノアルノ義後チ名詞ト爲リ「事」爲スノ理由ノ義トス

〔釋解〕裁判官カ裁判ヲ爲ス見込ノ理由チイフ總テ裁判ニハ毎事必ス其理由ヲ明示セサルヘカラス若シ理由ヲ明示セサルトキハ其裁判ハ遂ニ無効ニ屬スヘシ

ミツタシオン

Mutation.

轉移

ドロア、ド、ミツタシオン

Droit de mutation.

轉移稅

〔本義〕羅句ノ「ミツタシ」ヨリ出ツ「ミツタシ」ハ「變スル」ノ義「ドロア」ハ「法」權又「稅」ノ義(テノ部六四)「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕約束ニ依ルカ若クハ相續ニ依リテ甲ヨリ乙ニ品物ヲ轉遷スルヲチイフ又此轉遷ニ依リテ官庫ヘ納ムル所ノ稅ヲ「ドロア、ド、ミツタシオン」トイフ

エヌノ部

Naissance.

子サンス
出生

Acte de naissance.

アクトド、子サンス
出生證書出生届

〔本義〕「子サンス」ハ「子トル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニ
シテ「子トル」ハ羅甸ノ「ナシ」ヨリ出ツ「ナシ」ハ「生スルノ義」
「子トル」ハ即チ「母ノ胎内ヨリ生レ出ル」ノ義「アシト」ハ「證
書」ナリ（アノ部二七）「ド」ハ「ノ」ナリ
〔釋解〕ノエル母ノ胎外ニ子ノ生レ出ルヲチイフ○「アシ
ト」ド、チサンス」ハ子ノ出生ノ事ヲ檢證シタル「アクトド」、
レタ、シウ」ル（民法上身分證書エノ部二七）チイフ○「バシ」

エヌノ部

七〇九

レ子ノ出生三日内ニ父ヨリ其所ノ身分證書ノ官吏ニ届出ヘシ若シ父アラサルキハ醫師若シハ産婆ヨリ届出ヘシ此届アル時官吏ハ二名ノ證人ノ面前ニ於テ直チニ證書ヲ作ルヘシ此證書ハ即チ「アクト、ド、チサンス」ナリ

〔参照〕(民)五五以下、證據ハ(民)三一九、三二二、出生ノ陳述ハ(刑)三四六、

二

Nantissement.

ナンナスマン

質入

〔本義〕希臘ノ「チモ」ヨリ出ツ「チモ」ハ「物ヲ己レニ分テ與ヘシムル」又「占有スル」ノ義

〔釋解〕辨濟ヲ保證スル爲メ義務者ヨリ權利者ニ物品ヲ

三

Naturalisation.

歸化

渡ス契約チイフ「ガジツ」(セノ部一)及ヒ「アンナシレズ」(アノ部六四)ノ所ヲ參看ス可シ
〔参照〕(民)二〇七一以下、

ナナツラリザシオン

〔本義〕「ナナツラリゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「ナナツラリゼ」ハ羅甸ノ「ナナツラリス」ヨリ出ツ「ナナツラリス」ハ「自然」ノ義「ナナツラリゼ」ハ自然ニ生セシ者トスルノ意
〔釋解〕甲ノ國民其國民タル身分ヲ棄テ乙ノ國ノ籍ニ入リ其國民タル身分ヲ得ル所爲チイフ凡ソ佛蘭西國民外國ニ「ナナツラリザシオン」ヲ爲スキハ佛蘭西國民タルノ身分ヲ失フ〇リトレ自國人民ノ有スル權利ト同一

ノ權利ヲ外國人民ニ許シ與フルヲチイフ
〔參照〕千八百五十年八月七日ノ法律

四

Négligence.

子グリジャンス

懈怠

〔本義〕子グリゼトイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「子グ
ゼ」ハ羅甸ノ「子グリゼレ」ヨリ出ツ「子グリゼレ」ハ「子グ」ト
「レゼレ」ト合成セシモノナリ「子グ」ハ前詞ニシテ「不」ノ義
「レゼレ」ハ「取ル」又「受取ル」ノ義「子グリゼレ」ハ「取ラザル」ノ
義ニテ即チ世話ヲ爲サズ又「注意セサル」ノ意
〔釋解〕世話ヲ爲サス又ハ注意セサルヲチイフ何人ト雖
モ自己ノ「子グリジャンス」ニ付テハ己レ共責ヲ負ハサル
可カラス〇リトレ注意スヘクシテ注意セズ爲スト確

ナルベクシテ確ナラス爲スヘキヲ知テ爲カ、ル是ヲ
「子グリジャンス」トイフ

〔參照〕民一三八三(刑)三一九、

五

Négothorum gestor.

子^チゴシオロム^ノ 捨我叔籠 嗽士多兒 禱宋 噉
隨意管理人

〔本義〕「子ゴシオロム」セストルノ二語皆羅甸語ニシテ「子
ゴシオロム」ハ「事務」ノ義「セストル」ハ「支配スル人」ノ義ナ
リ

〔釋解〕他人ヨリ代理ヲ託セサルニ自ラ好ンテ其事務ヲ
支配スル人ヲイフ

〔參照〕民一三七二以下、

六

Neveu.

ヌウー

ヒスノ部

姪男

〔本義〕羅甸ノ「チボス」ヨリ出ツ「チボス」ハ本ト「孫男」チイヒ
今轉シテ「姪男」チイフ

〔釋解〕兄弟若クハ姉妹ノ男子チイフ

ニエス

Niece.

姪女

〔本義〕羅甸ノ「チプナス」ヨリ出ツ「チプナス」ハ本ト「孫女」チ
イヒ今轉シテ「兄弟若クハ姉妹ノ女子」チイフ

〔釋解〕兄弟若クハ姉妹ノ女子チイフ

〔參照〕(民)一六三、七二八、

ノリ

Nolis.

船賃

船舶賃貸

ノリスマン

船賃

船舶賃貸

Nolisement.

〔本義〕「ノリ」ハ羅甸ノ「ノロム」ヨリ出ツ「ノロム」ハ「海船ノ賃
貸」運送ノ價又「船賃」ノ義「ノリスマン」モ出處「ノリ」ニ同シ

〔釋解〕「フレ」(エフ)ノ部二七ト同義ニシテ「賃船賃、船舶賃貸、
海運、海運賃、港税」チイフ○「リウエル」大西洋ニテハ「フレ」
トイヒ地中海ニテハ「ノリ」トイフ(ア)ノ部四四「アフレ」
ト「マン」セノ部二一「ニシルト、バルナ」參看)

〔參照〕(商)二七三

Nonlis in idem.

ニスノ部

嫩

皮士因

伊滕

呢啞

隄

一事不再理

〔本義〕皆羅旬語ニシテ「ノ」ハ「不」ナリ「ビ」ハ「再度」ナリ「エ」ハ「於テ」ナリ「イ」ハ「同件」ナリ

〔釋解〕「シ」オーズ、シツセ「已決事件ナリセ」ノ部二六ノカヨ由リ確定シタル法律ノ規則ナリ凡ソ一回判決セシ訴訟ハ裁判官再度之ヲ判決スルヲ得ス○リトレ此語ハ羅旬ノ四語ヲ連テ一句ト爲シ法律ノ格言トシテ慣用スルモノニシテ那ノ訴ヘラレタル事件ニ付キ裁判ヲ受ケタル人ハ再ヒ同事件ニ付キ訴ヘラル、トナシトイフノ意ナリ○センボ子此語ハ終審ニテ裁判セラレタル刑事被告人ハ同事件ニ付キ再ヒ訴ヘラル可カラストイフ意ナリ凡テ法律上ニテ放免ヲ受ケタル人ハ

公證人

再ヒ訴ヘラル可カラス然ル重罪取調局ノ判決ハ確定ノモノニ非ス(治罪法第二百四十六條)

〔參照〕民一三五〇ノ三項、一三五五、一、治五、二四六、三六〇、ノテル

〔本義〕羅旬ノ「ノ」タレ「ヨ」出ツ「ノ」タレ「ハ」佛語ノ「ノ」テ「ト」同義ニシテ「覺」エ書キヲ爲ス「ノ」義「ノ」テル「ハ」羅馬ノ古代ニアリテハ主人ノ爲メニ簡略ノ筆記ヲ爲ス奴隸ヲイヒ又佛國封建時代ニアリテハ國君若クハ貴族ノ側ニアル筆者ヲイヘリ

〔釋解〕總テ證書ニ「オ」ータンナシテ「證書ノ公正ナリア」ノ部九四ヲ附スル「ト」任シラレタル公ケノ官吏ヲイフ

Acte notarié.

アクト、ノタリエ

公證證書

〔本義〕「アクト」ハ「證書」ナリ（アノ部二七）「ノタリエ」ハ「ノナル」ノ形容詞ニシテ「公證人」ノ作リタルノ意

〔釋解〕「按」公證人ノ作爲ニ係ル證書類ノ總稱ナリ

〔參照〕失踪ハ（民）一一三、父母ニ婚姻ノ承諾ヲ請フ書ハ（民）一五四、訴訟ニ爲リタル權利ノ讓渡ハ（民）一五九七、民事拘留ハ（民）二〇六〇ノ六項、夫婦財産契約ハ（民）一三九四、贈遺ハ（民）九三一、負債主自由ヲ得ルコトハ（訴）八〇一、寫書ハ（訴）八三九、書入ハ（民）二一二七、自治禁治産禁及ヒ特別管財人ハ（民）五〇一、財産目録ハ（訴）九四三、共有物賣却及ヒ分配ハ（民）八二七以下、手形拒絶ノ證書ハ（商）一七三、一

Notoriété.

八七、不動産拿住ハ（訴）七四三以下、代權ハ（民）一二五〇、遺囑ハ（民）九七一、九七六、一〇〇七、後見ハ（民）三九一、三九二、（訴訟入費表）一六八以下、刑罰ハ（刑）一四五、二五四、二五五、公證人ノ構成ハ革命十一年風月二十五日ノ法律、公證人局ハ一千八百四十三年一月四日ノ命令書、一千八百四十三年六月二十一日ノ法律

哪多哩埃太

哪禮

哪

公知

〔本義〕「ノトアル」ト同義ニシテ「ノトアル」ハ羅甸ノ「ノスセ」ヨリ出ツ「ノスセ」ハ「知ル」ノ義

〔釋解〕衆人ニ知レ渡リタルノ意

Acte de notoriété.

アクト、ド、ノトリエテ

ヒスノ部

公知證書

[本義]「アクト」ハ「證書」ナリ(アノ部二七)、「ド」ハ「ノ」ナリ
 [釋解]公衆ニ知レタル事柄ヲ認定シ證明スルヲ目的ト
 爲シタル證書チイフ○「パシ」レ公證人若クハ治安裁判
 官ノ手ニ成ル書付ナリ此書付ハ今一事件アランニ共
 事件ハ衆人ノ皆知ル所ニシテ且ツ確實ナルモノタル
 ナ證人ニ由リ證明スル所以ノモノナリ
 [參照]民七〇以下、一五五、

ヌーウエル、ウーウル

新作事

[本義]「ヌーウエル」ハ「新ラシキ」ノ義「ウーウル」ハ「任事」ナリ
 [釋解]「コンプレント」(保守ナリセノ部五四)ヲ起スニ至

Novvel conve.

ルヘキ他人ノ爲シタル新造營ヨリ生スル損害チイフ
 ○リトレ他人ニシテ故ナク己ノ地面ニ家屋ヲ建築シ
 又ハ我カ土地ニ對シ土地ノ義務ヲ負ヒタル土地ノ所
 有者其地面ニ建築シテ我權利ニ害ヲ加フル所爲チイ
 フ

[參照]民二〇六〇ノ二項、(訴)三ノ二項、二三以下、

ノウアシオン

更改

[本義]羅旬ノ「ノウアレ」ヨリ出ツ「ノウアレ」ハ「新クニスル」ノ義
 [釋解]新義務ヲ以テ舊義務ニ變換シ其名義ヲ變換セル
 ニ因リテ舊義務ノ消滅スルヲチイフ
 [參照]民一二三四、一二七一以下、保證人ハ(民)二〇三八、負

111

Novation.

エヌノ部

七二一

債ヲ役所ニ預ケ置クハ(民一二六三、家産ノ分離ハ(民
八七八、八七九、

一三

Nue-propiété.

ニツ、プロプリエテ

虚有權

〔本義〕「ニツ」ハ「裸」ノ義「プロプリエテ」ハ「所有權」(ベノ部六六)ナ

〔釋解〕「ニツ」ハ「裸」ノ義「プロプリエテ」ハ「所有權」(ベノ部六六)ナ
不動産ノ所有ヲイフ〇リトレ共收實權ノ他人ニ屬ス
ル不動産ノ所有ヲイフ

ニツ、プロプリエテ

虚有者

Nu-propiétaire.

〔本義〕「プロプリエテ」ハ「所有者」ナリ

一四

Nullité.

無効

ニツリテ

〔釋解〕收實權ノ繼續スル時間共所有物ヨリ生スル果實
ヲ收ムルノ權利ヲ失ヒタル所有者ヲイフ
〔參照〕虚有者ノ權利義務ハ(民)五七八、五九九、六〇三ヨリ
六一四迄、虚有權ノ遺囑ハ(民)八九八、八九九、

〔本義〕「ニツ」トイフ形容詞ノ變シタル名詞ニシテ「ニツル」ハ
「無キ」ノ意

〔釋解〕事柄ノ發効ヲ妨クル瑕瑾ヲイフ〇センボ子此語
ハ効ナキ契約若シハ効ナキ所爲ノ形狀ヲイヒ又契約
若シハ其所爲ノ發効ヲ妨クル瑕瑾ヲイフ「ニツリテ」ハ一ノ
場合ヨリ他ノ場合ニ援引スルヲ得ヌ又推測スルヲ得

エヌノ部

ス必ス之カ證據ヲ立テサル可カラス其證據ハ法式ノ「ニョリテ」ニハ書付ヲ以テ之ヲ立テ基本ノ「ニョリテ」ニハ證人又ハ推測ヲ以テ之ヲ立ツ○ハシツレ書付若クハ裁判ノ瑕疵ニシテ其發効ヲ妨クルモノチイフ蓋シ「ニョリテ」ニ二種アリ其一ハ現ニ「ニョリテ」ト爲サシメテ利益ヲ有スル人ハ何人ニテモ申立ルヲ得ルモノ是ナリ例ヘハ法式ノ瑕疵アルヲ以テ法律ニテ證書ヲ無効ト爲ス場合ノ如シ其二ハ契約人ノ利益ノ爲メノミコ定メタル「ニョリテ」是ナリ此ノ「ニョリテ」ハ契約人ニ非レハ申立ルヲ得ス例ヘハ茲ニ婚姻ヲ爲シタル婦カ其夫ノ許可ヲ得サルニ依リ生スル「ニョリテ」ハ其婦其夫若クハ其相續人ニ非レハ之ヲ申立ルヲ得サルカ如シ

〔参照〕義務ノ無効ハ(民)一、二、三、四、訴訟ハ(訴)七、一、一七三、一〇二九以下、

オノ部

Obligation.

オブリガシオン

義務

〔本義〕羅句ノ「オブリガレ」ヨリ出ツ「オブリガレ」ハ「オプト
 「リガレ」ト合成セシモノニテ「オプ」ハ前詞ニシテ「對スル」
 ノ意「リガレ」ハ「紐」ヲ以テ結ヒ付クルノ義
 〔釋解〕明結ト黙結トヲ問ハス總ヘテ約束ノ結果チイフ
 ○リトシテ一人ヲシテ強ヒテ他人ニ對シテ物ヲ渡サシ
 メ又ハ事ヲ爲サシメ又ハ事ヲ爲サ、ラシムル法律上
 ノ束縛チイフ

Obligations naturelles.

自然義務

オブリガシオン、ナチュレル

オノ部

七二七

〔本義〕「ナツレル」ハ「天然」ノ義

〔釋解〕民法上ノ約束ヨリ出ルモノニ非ス獨リ義務者ノ天然公平ナル思想ヨリ出ツルモノナリ故ニ法律ニ所謂義務ト異ナリ凡ソ法律ニ義務ト稱スルモノハ法律上ニ於テ訴ヲ爲シ得ヘキ事柄ニ關シテ生スル義務ノミナリ犯罪准犯罪又ハ准契約ヨリ生シタル義務ハ此三ツノ者ヨリ生シタル黙結ノ約束ニ基キテ出ルモノナリ○リトレ「オブリガシオン、ナツレル」ハ天然ノ道理ノミヨリ生スル義務ニシテ以テ訴ヲ起スヲ得サルモノトス是レ法律上ノ義務ニ對スル語ナリ

Obligations conditionnelles.

オブリガシオン、コンヂシオチル
條件義務

〔本義〕「コンヂシオチル」ハ「コンヂシオン」(セノ部六三)ノ形容詞ニシテ「條件」ノ義

〔釋解〕「ムーロン」民法ニ於テ「オブリガシオン、コンヂシオチル」ノ解チニケ所ニ下セリ其一ハ第千百六十八條ニアリ又其一ハ第千百八十一條ニアリ其第一ノ條ニ曰ク「オブリガシオン、コンヂシオチル」ハ未來ニシテ且ツ「懺」カナラサル事件ニ關スル義務ナリ其第二ノ條ニ曰ク「未來ニシテ且ツ懺」カナラサル事件又ハ現ニ生シタリト雖モ契約者雙方ノ未ク知ラサル事件ニ關スル義務ナリ(セノ部六三「コンヂシオン」參看)

Obligations à terme.

オブリガシオン、ア、テルム
有期義務

〔本義〕「ア」ハ「ニ」ナリ「テルム」ハ「期日」ナリ（テノ部四）
 〔釋解〕按期限アル義務ナリ期限トハ即チ時間ニシテ其
 時間ハ義務者ニ於テハ義務ノ辨償ヲ爲ス「チ」強ヒラ
 ル、「」チ免レ又權利者ニ於テハ其辨償ヲ受クル「」チ
 強ヒラル「」チ免ルヘキモノナリ

Obligations alternatives.

擇一義務

オブリガシオン、アルテルナチウ

〔本義〕アノ部五六「アルテルナチウ」ニ見ユ

〔釋解〕同上

Obligations solidaires.

連帶義務

オブリガシオン、ソリデル

〔本義〕ソリデルハ「連帶」ノ義（ニスノ部一五「ソリダリテ」

參看

〔釋解〕按凡ソ數人ニテ一人ニ對シ同一ノ事物ヲ約スル
 時ハ其約シタル人十人ナレハ各十分一ノ義務ヲ負フ
 例ヘハ十名ニテ金一萬圓ヲ借ルルハ其義務ハ各自一
 千圓ノ負債ト爲リ又債主ニ在リテモ負債主ノ一名ニ
 對シテハ一千圓ノ人權ヲ有スルノミ是レ普通ノ法ナ
 リ然レオブリガシオン、ソリデルハ之ニ異ナリ數人ニ
 テ他ノ一人若シハ數人ニ對シテ共同一ノ事物ヲ約ス
 ルトキ其約シタル數人ハ連合シテ一體ト爲リ其中ノ
 者ハ彼此ノ別ナシ代理シテ總名ノ義務ヲ負フモノト
 ス（ムーロンニ據ル）

Obligations divisibles.

オブリガシオン、デヴィジブル

得分義務

〔本義〕「ゼウイジブル」ハ「分得」ナリ（テノ部五五）

〔釋解〕「ダローズ」義務ハ獨リ其目的タル事物ノ形迹上ニ就テ分チ得ルノミナラス思想上ニ就テモ亦分チ得ルモノアリ其分チ得ル義務ヲ總テ「オブリガシオン、ゼウイジブル」トイフ

Obligations indivisibles.

オブリガシオン、エンゲウイジブル
不得分義務

〔本義〕「ニンゼウイジブル」ハ「分ツベカラサル」ノ義（イノ部一三）、「エンゲウ」參看

〔釋解〕「接」義務ノ目的タル事物ハ之ヲ行ヒ之ヲ渡スニ付形迹上若クハ思想上ニテ分チ得ベカラサルモノアリ

又事物ノ性質ハ分ツテ得ヘント雖モ契約ニテ分ツテ得スト爲スモノアリ總テ此義務ヲ「オブリガシオン、エンゲウイジブル」トイフ

〔參照〕〔民〕七一、義務ノ効力ハ〔民〕一一三四以下、與フルノ義務ハ〔民〕一一三六以下、爲スノ義務及ヒ爲サ、ルノ義務ハ〔民〕一一四二以下、條件ノ義務ハ〔民〕一一六八以下、有期義務ハ〔民〕一一八五以下、撰擇義務ハ〔民〕一一八九以下、連帶義務ハ〔民〕一一九七以下、得分義務及ヒ不得分義務ハ〔民〕一二一七以下、過代約條付ノ義務ハ〔民〕一二二六以下、義務ノ消滅ハ〔民〕一二三四、證據ハ〔民〕一三一五以下、

オフィス

職務

Office.

〔本義〕羅甸ノ「オフィシオム」ヨリ出ツ「オフィシオム」ハ「オフ」ト「ファセレ」ト合成セシモノニテ「オフ」ハ前詞ナリ「ファセレ」ハ「爲ス」ノ義即チ「オフィス」ハ「爲ス可キ職分」ノ意ナリ
〔釋解〕官名擔任職務チイフ○センボ子官名ニシテ或ル公ケノ職務チ行フノ權チ附與スルモノナリ

Officier.

オフィシエ

職員

〔本義〕「オフィス」ニ同シ

〔釋解〕或ル權チ有シ其權ニ因リ或ル事チ爲シ又公ケノ職務チ爲スチ得ル人チイフ

Officier de l'état civil.

オフィシエ、ドル、エタ、シウイル

身分證書取扱役

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ル」ハ冠詞ナリ「ニタ」ハ「身分」ナリ「シウイル」ハ「民法上」ノ義ニタ、シウイルハ民法上身分ナリ（ニノ部ニ七）（口音）「ル、ニタ」ハ「レタ」ナリ

〔釋解〕按「出生、死生、婚姻ノ證書チ記載スル任アル人チイフ今此任アル者ハ邑長副邑長ナリ（センボ子及ヒハシ）」
レニ據ル

Officier du ministère public.

オフィシエ、ヂウ、ミニステル、ピウブリク

檢察官吏

〔本義〕「ヂウ」ハ「ノ」ナリ「ミニステル、ピウブリク」ハ「檢察官」ナリ（エムノ部一一）

〔釋解〕按「檢察官ニ在ル人チイフ

Officier ministériel.

オフィシエ、ミニステリエル

裁判所附屬職員

〔本義〕「ミコステリエル」ハ「ミコステル」(エムノ部一一、參看)ヨリ出ツ「ミコステル」ハ「職業又公ケノ職務」ナリ「リエル」ハ語尾ナリ「ミコステリエル」ハ即チ「職務」ニ任シタルノ意

〔釋解〕按官命ヲ以テ職務ニ任シタル人チイフ此職務ハ本ト官命ニ出ルト雖モ其目的ハ人民利益ノ爲メニスルモノナリ大審院附屬代言人、參議院附屬代言人、公證人、裁判所書記官、代訟人、使吏、評價人、公債仲買人、商業世話人ノ類ハ即チ「オフィシエ、ミコステリエル」ナリ(「バシレ」ラシシニ據ル)

D'office.

ド、オフィス

職權ヲ以テ

〔本義〕「ド」ハ「以テ」ノ意「オフィス」ハ「職務」ナリ(口音)「ド、オフィス」ハ「ドフェイス」ナリ

〔釋解〕官名ニ由リ其職務ニ係ル事件チ己レノ意ニ隨テ爲スチイフ

Défenseur officieux.

デファンスール、オフィシウー

官命辯護人

〔本義〕「デファンスール」ハ「防ク人」ナリ「オフィシウー」ハ「オフィス」ノ形容詞ナリ

〔釋解〕裁判官ノ職權ヲ以テ辯護ヲ任シタル人コソテ訴訟人ノ委任ヲ受タルモノニ非ス

三

Tutelle officieuse.

オノ部

テイエテル 丟帶苙
 オフィシウーズ 喔非修吐
 オフシヤ チエー 喔修
 オエツ 啞

好爲後見

〔本義〕「チャッテル」ハ「後見人」ナリ（テノ部一九）「オフィシヤーズ」ハ「オフィス」ノ形容詞ナリ

〔釋解〕幼者ヲ己レノ養子ト爲ス目的ヲ以テ自ラ好テ其幼者ノ爲メニ承諾シタル後見チイフ

〔参照〕身分證書職員ハ（民）三五、三八、四九、六三、七七、八九、檢察官ハ（民）二〇四六、（治）四〇一、（訴）三〇〇、裁判所附屬代官ハ「ア」ノ部一〇一、書記ハ「ゼ」ノ部一〇、使吏ハ「ア」ノ部七、公證人ハ「エ」ノ部九、好爲後見ハ（民）三六一以下、

オフル、レル

四

Offre réelle.

現物提供

〔本義〕「オフル」ハ「オフリル」トイフ動詞ノ變シタル名詞ニ

シテ「オフリル」ハ羅甸ノ「オフフェルレ」ヨリ出ツ「オフフェルレ」ハ「オフ」ト「フェルレ」ト合成セシモノニテ「オフ」ハ前詞ナリ「フェルレ」ハ「持ツ」ノ義「フオリル」ハ「他ノ承諾セソ」ヲ欲シテ我ヨリ其面前ニ事ヲ提出スルチイフ「レル」ハ羅甸ノ「レス」ヨリ出ツ「レス」ハ「物」ナリ「レル」ハ「現物」ノ義
〔釋解〕責ヲ免ル、カ爲メニ債主ヨリ債主ニ提供シタル辨濟チイフ若シ債主其辨濟ヲ不充分ナリトシ領承セサル時ハ物品金錢ノ別ナク「コンシニオン」〔付託ナリセ〕ノ部七三ヲ爲スチ必要ナリトス
〔参照〕（民）一二五七以下、（訴）八一ニ以下、

オログラフ

五

Olographe.

自筆

オノ部

〔本義〕テノ部五、テヌヲマンノ所ニ見ユ
 〔釋解〕同上
 〔參照〕〔民〕九六九、九七〇、九九九、一〇〇一、一〇〇六以下、〔詠〕九一六、

六 Oncle.

オンクル
 伯叔父
 伯叔舅

〔本義〕羅甸ノ「アウオス」ヨリ出ツ「アウオス」ハ「祖父」ナリ今「伯叔父」ヲ「オンクル」トイフ
 〔釋解〕父若シハ母ノ兄弟チイフ
 〔參照〕〔民〕一六三、一七四、七二八、

七 Onérenx.

オネルー

有報ヲ

〔本義〕羅甸ノ「オネリス」ヨリ出ツ「オネリス」ハ「荷物」ナリ又梵語ニ「アナス」ノ語アリ「アナス」ハ「荷車」ナリ記シテ以テ參考ニ備フ今「オネルー」ハ負擔スルノ意ニ用ヰル
 〔釋解〕責アリ義務アルノ謂ナリ

コントラ、ア、サトル、オネルー

Contrat à titre onéreux.

有報ヲ契約

〔本義〕「コントラ」ハ「契約」ナリ（ヒノ部八三）「ア」ハ「コ」ナリ「サトル」ハ「名義」ナリ
 〔釋解〕「コントラ、ア、サトル、グラチイ」ニ對シテ用ヰル語ニシテ契約人ノ雙方互ニ或ル物ヲ與ヘ若クハ或ル事ヲ爲スノ責ヲ負フ契約チイフ

Contrat à titre gratuit

コントラ、ア、ケトル、グラチイ
無報ノ契約

〔本義〕「グラチイ」ハ羅句ノ「グラチス」ヨリ出ツ「グラチス」ハ「快ロロキ」ノ義今「グラチイ」ハ「報酬ヲ要セサル」ノ義ナリ
〔釋解〕契約人ノ一方ノミ物ヲ與ヘ若クハ事ヲ爲スノ義務アリテ他ノ一方ハ之ニ報スルノ責ナキ契約チイフ
〔參照〕有報契約ハ(民)一一〇六、無報ノ契約ハ(民)一一〇五、

オボジシオン

Opposition.

故障

〔本義〕羅句ノ「オボジシオチム」ヨリ出ツ「オボジシオチム」ハ「オプト」ボジシオチムト合成セシモノニテ「オプ」ハ「前」ニ「義」ボジシオチムハ「位置」ノ義「オボジシオチム」ハ即

チ物ノ前ニ物ヲ置キテ妨礙ヲ爲スノ意

〔釋解〕己レノ損害ト爲ルヘキ他人ノ所爲ヲ礙クルヲ目的トシテ爲ス事チイフ

オボジシオン、オー、マリアシウ

Opposition au mariage.

婚姻ノ故障

〔本義〕「オ」ハ「ニ」ナリ「マリアシウ」ハ「婚姻」ナリ(ニムノ部五)

〔釋解〕ムーロン或ル婚姻ニ故障ヲ述ル權ヲ有スル人裁判所使吏チシテ民生官吏ニ婚姻ノ式ヲ行フヲ止メシムルヲチイフ

オボジシオン、ア、ペマン

Opposition à paiement.

辨濟ノ故障

〔本義〕「ア」ハ「コ」ナリ「ペマン」ハ「辨濟」ナリ(マノ部二)

〔釋解〕「セツ、アレ」ト同シ(エスノ部二)

Opposition aux jugements par défaut.

オボジシオン、オー、ジツツマン、バル、デフォール

闕席裁判ノ故障

〔本義〕「オハ」「ヨ」ナリ「ジツツマン」ハ「裁判」ナリ「バル」ハ「因テ」ナリ「デフォール」ハ「闕席」ノ義(デノ部一三)

〔釋解〕セソボチ闕席裁判ノ申渡ヲ受ケタル者共裁判ノ執行ヲ拒ミ裁判ヲ爲シタル裁判所ニ判決ノ改正ヲ請願スル手續タイフ

Tierce-opposition.

チエルス、オボジシオン

外人ノ故障

〔本義〕「チエルス」ハ「テ」ノ部六

〔釋解〕同上

Option.

オプシオン

選擇

〔參照〕證書及ヒ婚姻ノ故障ハ(民)六六以下、一七二以下、辨濟ハ(民)一二四二、封印ハ(訴)九二六以下、判斷人ノ判斷ハ(訴)一〇二八、治安裁判官ノ裁判ハ(訴)二〇、初告裁判所ノ裁判ハ(訴)一五五以下、商法裁判所ノ裁判ハ(訴)四三五、控訴裁判所ノ裁判ハ(訴)四五五、四七〇、違警罪裁判所ノ裁判ハ(治)一五〇、一五一、懲治裁判所ノ裁判ハ(治)一八七、一八八、二〇八、辨濟ノ故障ハ(訴)五五七以下、外人故障ハ(訴)四七四以下、八七三、

〔本義〕「オプテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「オプテ」ハ羅句ノ「オプタレ」ヨリ出ツ「オプタレ」ハ「選フ」ノ義「オプ

オノ部

テ「ハ」衆物ノ内ニ就テ用ニ足ルヘキ一ヲ探ミ取ルノ義
〔釋解〕リトレ契約中ニ在ル數多ノ事物中ニ就キ其一ヲ
擇ムコトナイン

〔參照〕買却ハ(民)一六〇一、一六二〇、一六八一、一六八二、

オールドナンス

10 Ordinance.

命令

〔本義〕「オールド」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「オル
ド」ハ羅甸ノ「オールド」ヨリ出ツ「オールド」ハ「順序」ナリ「オル
ド」ハ「順序」ヲ定ムル又「令スル」ノ義

〔釋解〕國王ノ決議ヲ經タル公益上ノ規則ナイン又法律
ニ定メタル場合ニ於テ裁判官ヨリ出シタル命令ナイン
フ〇リトレ法律ノ執行又他ノ行政ノ爲メ國王ヨリ設

ケタル規則又ハ書付ナイン〇バシレ此語ニ四ノ意味
アリ其一ハ參議院ノ決議ニシテ國王ノ允許ヲ經タル
モノ其二ハ刑事ニ於テ始審裁判所會議局ノ集會ヨリ
豫審裁判官ノ意見ヲ聞キタル上出シタル決議ナリ其
三ハ減短日限ニ呼出ノ許可又主任裁判官ノ選定又拿
住許可又仲裁人ノ判決ヲ批准スル爲メノ請求書若シ
ハ調書ノ終尾ニ付スル裁判官ノ命令又ハ允許ナリ其
四ハ陪審官ノ無罪ノ言渡ヲ爲シタル被告人ヲ放免ス
ル命令ナリ

Anciennes ordonnances.

アンシアンヌ、オールドナンス

古昔命令錄

〔本義〕アンシアンヌ「ハ」古ヘノ「ノ」義

オノ部